

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	3
第 1 会議録署名議員の指名	6
第 2 会期の決定	6
議長の諸般報告	6
町長の行政報告	7
第 3 議案第 80号 利府町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員 の定数に関する条例	10
第 4 議案第 81号 利府町漁港管理条例	11
第 5 議案第 82号 利府町町税条例等の一部を改正する条例	11
第 6 議案第 83号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	11
第 7 議案第 84号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例及び特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に 関する条例の一部を改正する条例	11
第 8 議案第 85号 利府町都市公園条例の一部を改正する条例	12
第 9 議案第 86号 利府町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の 一部を改正する条例	12
第10 議案第 87号 平成28年度利府町一般会計補正予算	12
第11 議案第 88号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	12
第12 議案第 89号 平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算	13
第13 議案第 90号 平成28年度利府町下水道特別会計補正予算	13
第14 議案第 91号 平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算	14
第15 議案第 92号 平成28年度利府町水道事業会計補正予算	14

平成28年12月定例会会議録（12月6日火曜日分）

第16	議案第 93号	工事請負変更契約の締結について	14
第17	議案第 94号	工事請負変更契約の締結について	15
第18	議案第 95号	工事請負変更契約の締結について	15
第19	議案第 96号	財産の取得について	15
第20	議案第 97号	指定管理者の指定について	15
第21	議案第 98号	指定管理者の指定について	15
第22	議案第 99号	利府町教育委員会委員の任命について	16
第23	議案第100号	人権擁護委員候補者の推薦について	16
第24	一般質問		
	<u>鈴木忠美議員</u>		21
	1	「町営たてやま霊園」増設時期はいつか	
	2	子どもの安全を守る通学路の整備を	
	3	交通安全に関する警察署との協議、その後の経過は	
	<u>遠藤紀子議員</u>		43
	1	生活相談への対応	
	2	避難準備情報の見直し	
	3	高齢者の運転免許証返納を促すための公共交通対策について	
	<u>安田知己議員</u>		61
	1	子どもにかかる保護者の負担軽減について	
	2	自転車の交通安全対策について	
	3	団地内の渋滞対策と交通マナーについて	
	<u>木村範雄議員</u>		79
	1	冬期に備え、道路の維持管理を	
	2	町営墓地の拡大、共同墓地の整備	
	3	長町・利府断層活動への備えを	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

出席議員(17名)

1番	鈴木晴子	君	2番	西澤文久	君
3番	後藤哲	君	4番	小淵洋一郎	君
5番	安田知己	君	6番	木村範雄	君
7番	土村秀俊	君	8番	吉岡伸二郎	君
9番	高久時男	君	10番	鈴木忠美	君
11番	吉田裕哉	君	12番	永野涉	君
14番	遠藤紀子	君	15番	渡辺幹雄	君
16番	郷右近隆夫	君	17番	羽川喜富	君
18番	櫻井正人	君			

欠席議員(1名)

13番	及川智善	君
-----	------	---

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄	君
副町長	伊藤三男	君
総務課長	折笠浩幸	君
政策課長	小幡純一	君
財務課長	高橋三喜夫	君
税務課長	高橋徳光	君
収納対策室長	櫻井浩明	君
町民課長	庄司幾子	君
生活安全課長	村田政文	君
保健福祉課長	菅井百合子	君
子ども支援課長	櫻井やえ子	君
都市整備課長	櫻井昭彦	君

平成28年12月定例会会議録（12月6日火曜日分）

産業振興課長 兼農業委員会事務局長	伊藤 智 君
上下水道課長	大友 政一 君
震災復興推進室長	阿部 義弘 君
会計管理者兼会計室長	阿部 智子 君
教 育 長	本 明 陽一 君
教 育 次 長	松 尾 隆 治 君
教 育 総 務 課 長	菅 野 勇 君
生涯学習課長 兼図書振興班長 兼 図 書 館 長	庄 子 敦 君
代表監査委員	宮 城 正 義 君
監査委員事務局長 兼選挙管理委員会事務局長	鈴木 正 敏 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	鈴木 則 昭 君
主 幹	櫻 井 涉 君
主 任 主 査	利 玲 子 君

議 事 日 程 （第1日）

平成28年12月6日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 80号 利府町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例
- 第 4 議案第 81号 利府町漁港管理条例
- 第 5 議案第 82号 利府町町税条例等の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 83号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 84号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

平成28年12月定例会会議録（12月6日火曜日分）

- 第 8 議案第 85号 利府町都市公園条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 86号 利府町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 87号 平成28年度利府町一般会計補正予算
- 第11 議案第 88号 平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第12 議案第 89号 平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第13 議案第 90号 平成28年度利府町下水道特別会計補正予算
- 第14 議案第 91号 平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第15 議案第 92号 平成28年度利府町水道事業会計補正予算
- 第16 議案第 93号 工事請負変更契約の締結について
- 第17 議案第 94号 工事請負変更契約の締結について
- 第18 議案第 95号 工事請負変更契約の締結について
- 第19 議案第 96号 財産の取得について
- 第20 議案第 97号 指定管理者の指定について
- 第21 議案第 98号 指定管理者の指定について
- 第22 議案第 99号 利府町教育委員会委員の任命について
- 第23 議案第100号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第24 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（櫻井正人君） 皆様、おはようございます。

ただいまから平成28年12月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

本日、会議規則第2条の規定により、13番及川智善議員から欠席届が提出されております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（櫻井正人君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、17番羽川喜富君、1番鈴木晴子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（櫻井正人君） **日程第2、会期の決定**を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月9日までの4日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月9日までの4日間と決定しました。

なお、会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりであります。

諸般の報告、一般行政報告

○議長（櫻井正人君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、私より**諸般報告**を申し上げます。

初めに、10月4日から5日まで二市三町議長団連絡協議会行政視察が行われ、西村山広域行政事務組合を訪問し、組合設立の経緯と今後の課題及び事務事業概要等について視察をしております。

10月14日、宮城黒川地方町村議会議長会の定例会議が自治会館で開催され、平成28年度管内町村議会委員長研修会等について協議をしております。

平成28年12月定例会会議録（12月6日火曜日分）

10月25日、宮城県知事と町村議会議長及び副議長との懇談会並びに研修会が宮城県自治会館で開催され、地域振興等について協議しております。

同日10月25日、全国町村議会広報研修会が東京都のシェーンバッハ・サボーにて開催され、町村議会広報が果たす役割の重要性を再認識し、一層の活性化に資することを目的とした研修が行われております。議会広報常任委員と事務局職員が出席しております。

次に、10月27日から28日まで宮城黒川地方町村議会委員長研修会が仙台市太白区で開催され、議会運営委員長、各常任委員長、議会事務局長が出席をしております。

11月1日、2日の両日、議会広報常任委員会が宮城県川崎町、福島県猪苗代町を訪問し、議会広報の編集について調査を行っております。

次に、11月9日、第60回町村議会議長全国大会がNHKホールで開催され、私が出席しております。

11月15日、16日の両日、議会運営委員会が岩手県宮古市、岩手県北上市を訪問し、議会改革について調査を行っております。

広報視察及び行政視察受け入れでございますが、9月27日の山形県中山町議会、高畠町議会を初め6市町の議会が来庁され、各種取り組みなどについて研修を行っております。

以上は要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては別紙のとおりですので、ごらんいただきたくようお願いいたします。

最後に、本定例会には町長より議案が21件提出されておりますので、慎重審議をお願いいたします。

以上で私の諸般報告を終わります。

続いて、**町長の行政報告**があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 12月定例会の開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

早いもので、平成28年も締めくくりの月を迎えました。ことし1年を振り返りますと、4月の熊本地震や8月の台風による被害など、自然災害も数多く報告された1年でありました。そして、11月22日午前5時59分に発生いたしました福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震では、地震直後に宮城県に津波注意報が発令され、町も警戒配備体制をしき、同報無線による避難の呼びかけや避難所の開設、被害状況の把握など、対応に当たりました。その後、仙台台港では1.4メートルの津波が観測され、宮城県も津波警報に格上げされるなど、被害の発生を懸念いたしましたが、結果的には本町での被害はなく、安堵いたしていたところであります。

平成28年12月定例会会議録（12月6日火曜日分）

町といたしましては、災害発生時には全力を挙げてできる限りの対応をしまいたいと考えておりますが、その対応には限界があるのも事実でございます。自助、共助、公助の観点から、常日ごろからの意識の醸成や備えが非常に重要であると考えておりますので、議員各位におかれましても引き続き御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、復興事業に関してでございますが、浜田地区の避難路、避難場所が間もなく供用開始を迎え、地域住民の内陸部への迅速な避難や緊急時の交通アクセスが可能になります。

須賀地区におきましても、水門土木工事が10月臨時会での議決によって契約の運びとなったことから、地域の津波対策事業を一層加速させてまいります。

また、国の復興交付金につきましては、過般、第16回の申請を行っており、浜田地区の雨水流末水路整備事業など約4,300万円を見込んでおります。

引き続き、地区住民の御理解と御協力をいただきながら復興の歩みを着実に進めてまいります。

次に、地方創生に関してでございますが、これまで若者を中心としたワークショップやウッドデッキづくりワークショップなど、町民、大学等との協働により整備を進めてきました「利府町まち・ひと・しごと創造ステーション」について、11月19日に開所いたしまして運営が始まりました。

さらには、劇団ニホンジンプロジェクトなどとコラボイベントを実施するとともに、りふレ横丁を活用したチャレンジショップ事業についても2軒の出店を支援して、いずれも11月初旬に開店しております。

今後、各種セミナーやイベントなども企画しながら、地域資源を生かした魅力的な仕事づくりや人と人との交流によるにぎわいづくりを進めてまいります。

続いて、子ども医療費でございますが、子育て世代の方々の経済的な負担軽減と、長期的に安心して医療が受けられますように助成を18歳まで拡充いたしまして、10月診療分から開始しております。住民サービスのさらなる向上を図っております。

また、マイナンバーカードを利用した各種証明書のコンビニ交付を10月1日から開始しております。このコンビニ交付のメリットは、土日、祝日や夜間など、役場が開いていないときでも住民票等の証明書を取得できることにあります。今後、利用拡大を図るために、マイナンバーカードの登録を促して、より一層の周知を図っていきたく思っております。

次に、文化複合施設の整備についてであります。ワーキンググループからの意見や提言な

平成28年12月定例会会議録（12月6日火曜日分）

どを取り入れ、基本設計を策定いたしました。今後、実施設計を進めてまいります。住民全体の活動拠点として、文化や多様な個性を発信する場となり、一体的かつ、にぎわいにあふれた誰もが利用しやすく親しまれる施設となるように整備を進めてまいります。

続いて、都市計画に関してでございますが、新中道土地区画整理は基盤整備に向けた造成工事等が順調に行われており、平成29年4月からは宅地分譲も開始される見込みとなるなど、事業が順調に進められております。

また、地区計画による土地利用の誘導が進められている新太子堂地区につきましても民間による開発が行われております。引き続き良好な市街地の形成を図ってまいります。さらには、工業流通業務地として土地利用が計画されている白石沢地区については、関係機関との協議が終了したことから、今後、町や県の都市計画審議会を経まして年度内中の市街化区域編入に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、町営たてやま霊園に関してでございますが、1次、2次と募集を行いまして、今回整備した区画墓地500区画、集合墓地21基の使用者を決定いたしております。

なお、今回整備した500区画に対しまして、多くの方が購入できない状況になっていることから、今後、区画墓地の増設について検討していきたいと考えております。

続いて、10月9日には町の一大イベントであります「十符の里－利府フェスティバル」を初め、「スポーツ交流フェスティバル」、「環境まるごとフェア」を同時に開催いたしまして、町内外から約3万人のお客様に御来場いただきました。

当日は、時折強風が吹き荒れる天候ではありましたが、災害時相互応援協定を結んでいる北海道七飯町の石岡雅敬さんのライブや子供たちに人気のキャラクターショーなども行われ、盛り上がりを見せ、会場内は活気にあふれ、たくさんの笑顔に包まれました。

次に、学校教育関係でございますが、利府小学校の校舎建替え事業について請負業者が決定いたしまして、本格的に工事が始まりました。長期の工事になるために、児童はもとより地域の方々の安全に最大限配慮しながら進めてまいります。

また、継続的に実施しているトイレ改修事業につきましては、現在、利府中学校の改修工事を進めており、年度内完成を目指しております。

なお、国の補正予算におきまして、しらかし台中学校のトイレ改修事業が採択されたことから、現在、工事発注に向けた準備を進めております。

今後、安全で快適な学校生活を送れるよう整備を進めてまいります。

最後に、生涯学習に関してでございますが、10月23日には「スクールバンドフェスティバル」

平成28年12月定例会会議録（12月6日火曜日分）

を開催いたしました。今年度は、子供たちが主体となった手づくりの演奏会として、学年や学校の垣根を越えたすばらしい演奏が披露され、惜しみない拍手が送られました。

なお、利府小学校のマーチングバンドでございますが、宮城県代表として東北大会に出場する大変な栄冠を勝ち得たことを御報告申し上げます。

さらに、10月29日から2日間にわたりまして文化祭が開催されました。ことしは、保育園児によるオープニング演奏に加えまして、体験型の教室やスタンプラリーなど、子供から大人まで楽しめる内容をふんだんに取り入れ、誰もが気軽に芸術文化に触れる機会となりました。

以上は要点のみでございますが、その他の主な事業につきましては別紙のとおりでございますので、ごらんいただきますようお願いを申し上げます行政報告といたします。

終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で行政報告を終わります。

なお、本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 議案第80号から

日程第23 議案第100号まで

○議長（櫻井正人君） お諮りします。この際、日程第3、議案第80号から日程第23、議案第100号まで議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫻井正人君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第80号から日程第23、議案第100号まで議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受けることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鈴木勝雄君） それでは、本定例会に提案いたしております議案21件について順次御説明申し上げます。

初めに、**議案第80号、利府町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例**でございますが、新たな農業委員会等に関する法律がことしの4月から施行され、農業委員の選出方法の変更と農地利用の最適化をよりよく推進するために農地利用最適化推進委員が新設されました。

本町におきましては、従前の利府町農業委員会定数条例等を廃止いたしまして、新たに条例を制定し、農業委員会の委員を9人、農地利用最適化推進委員を5人と定めるものでござい

す。

次に、**議案第81号、利府町漁港管理条例**でございますが、現在の漁港管理条例には漁船以外の船舶や水面に関する規定がなく、いわゆるプレジャーボートの放置対策や漁港の適正な管理を行うため、利府町漁港管理条例の全部を改正するものでございます。詳細につきましては、お配りしているとおり条例の概要をごらんいただきたいと思っております。

次に、**議案第82号、利府町町税条例等の一部を改正する条例**でございますが、地方税法等の一部を改正する法律、所得税法の一部を改正する法律、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

なお、改正の主な内容につきましては、消費税の10%への引き上げの法改正に合わせて行われる法人町民税の引き下げや、自動車取得税の廃止によりまして新たに軽自動車税に関し環境性能割が導入されることに伴う規定の整備を行うものでございます。詳細につきましては、お配りしております条例の概要をごらん願いたいと思っております。

次に、**議案第83号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**でございますが、ことしの8月8日に民間企業との給与格差の是正を求める人事院勧告が示されました。この人事院勧告制度は、労働基本権が制約されている公務員の代償措置として、官と民の給与水準の均衡を基本とするものであります。

総務省においては、地方公務員の給与改定については、国家公務員の給与改定を基本として決定すべきとする地方公務員法の給与決定原則に基づきまして適切に見直しを行う必要があるとしております。このことから、近隣市町村においてもおおむねこの勧告どおり給与改定を行う予定であり、本町といたしましても、これらを総合的に勘案いたしまして国に準じて所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容としましては、給料月額を平均0.2%、勤勉手当支給月数を0.1月分、それぞれ引き上げ、また、扶養手当の見直しや介護休暇の分割取得、介護時間の新設等について改正を行うものでございます。詳細につきましては、お配りしております条例の概要をごらん願いたいと思っております。

次に、**議案第84号、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例**でございますが、議案第83号と同様に人事院勧告に基づきまして所要の改正を行うものでございます。

主な改正の内容といたしましては、一般職に準じて議会議員、町長、副町長、教育長の期末

手当支給月数を0.1月分引き上げるものでございます。詳細につきましては、お配りしております条例の概要をごらんいただきたいと思います。

なお、本改正に当たりましては、11月21日に特別職給料等審査会を開催いたしまして御意見を伺いましたが、適当である旨の答申をいただいております。

次に、議案第85号、利府町都市公園条例の一部を改正する条例でございますが、館公園野球場を学校施設として使用することに伴いまして削除するものでございます。

次に、議案第86号、利府町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例でございますが、地方公務員法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第87号、平成28年度利府町一般会計補正予算でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に3億4,056万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を152億6,583万8,000円とするものでございます。

第2条の継続費の補正につきましては、国の第2次補正予算成立に伴う国庫補助金の内示に合わせて、利府小学校校舎建替え事業の年割額を変更するものでございます。

第3条の繰越明許費につきましては、国の第2次補正予算で措置された経済対策として実施する低所得者向けの臨時福祉給付金事業について繰り越しの手続を行うものでございます。

第4条の債務負担行為の補正につきましては、議会広報紙印刷業務事業を初めとする55件の追加と児童クラブ運営業務事業の限度額を変更するものでございます。

第5条の地方債の補正につきましては、地域総合整備資金貸付事業の追加及び都市再生整備計画事業を初めとした4事業の限度額を変更するものでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては、財務課長から補足説明させていただきますのでよろしくお願いをしたいと思います。

次に、議案第88号、平成28年度利府町国民健康保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に3億4,850万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を36億9,087万2,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

歳入の主なものでございますが、1款国民健康保険税につきましては、収入の実績と今後の見込みによりまして934万7,000円を増額するものでございます。3款国庫支出金につきましては、医療費等の増加により1億7,464万2,000円を増額するものでございます。5款県支出金につきましては、医療費等の増加により4,046万4,000円を増額するものでございます。9款繰入

金につきましては、財源調整のための財政調整基金繰入金など、1億4,238万円を増額するものでございます。

3ページをお開き願いたいと思います。

歳出の主なものでございますが、2款保険給付費につきましては、一般被保険者の療養給付費等の増加等により3億6,399万7,000円を増額するものでございます。6款介護保険納付金につきましては、制度改正に伴う短期労働者の被用者保険適用拡大による対象者数の減により1,433万5,000円を減額するものでございます。8款保健事業費につきましては、特定健診の受診者数の確定により378万6,000円を減額するものでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為につきましては、特定健康診査業務事業を初め4事業を設定するものでございます。

議案第89号、平成28年度利府町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から268万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を19億2,417万3,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

歳入の主なものでございますが、3款国庫支出金、5款県支出金につきましては、事業費の請負差額等によりそれぞれ減額するものでございます。7款繰入金につきましても、包括的支援事業費の請負差額等により208万8,000円を減額するものでございます。

3ページをごらんください。

歳出の主なものでございますが、2款保険給付費につきましては、介護サービスの利用者の増加に伴いまして60万1,000円を増額するものでございます。5款地域支援事業費につきましては、介護予防事業や地域包括支援センター業務等の契約締結に伴う請負差額分として346万4,000円を減額するものでございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為の補正につきましては、高齢者福祉計画第7期・介護保険事業計画策定業務事業など4事業を追加するものでございます。

続きまして、議案第90号、平成28年度利府町下水道特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に増減はございません。

2ページをお開き願いたいと思います。

歳出の主なものでございますが、人件費の調整を行うほか、測量及び実施設計業務委託料の

請負差額を減額することに伴う予算の組み替えによりまして、赤沼汚水枝線工事費を増額するものでございます。

3ページをごらん願いたいと思いますが、債務負担行為の補正につきましては、土木工事積算システム賃貸借事業を初め3事業を追加するものでございます。

次に、議案第91号、平成28年度利府町町営墓地特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1億1,347万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を1億5,210万9,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思いますが、歳入についてであります。2款使用料及び手数料につきましては、第1次・第2次募集の実績により、区画墓地の永代使用料及び年間管理料について1億1,347万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳出でございますが、1款事業費につきましては、区画墓地の増設を検討するため、町営たてやま霊園増設設計業務委託料として90万円を計上するものでございます。4款基金積立金につきましては、町営霊園と管理運営基金への予算積立金として1億1,257万5,000円を積み立てするものでございます。

次に、議案第92号、平成28年度利府町水道事業会計補正予算でございますが、第2条収益的収入及び支出の補正の主につきましては、給水収益及び加入金等において使用実績に基づきまして899万8,000円を減額するものでございます。支出につきましては、人件費の調整等により50万円を増額するものでございます。

第3条資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により18万6,000円を増額するものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

第4条債務負担行為の補正につきましては、管路管理・水道積算システムの賃貸借事業を初め5事業を追加するものでございます。

次に、議案第93号、工事請負変更契約の締結についてであります。本契約はことしの3月定例会において議決をいただきました浜田地区防潮堤整備工事の第2回目の変更を行うものでございます。

主な変更の理由でございますが、しゅんせつ工において重機での攪拌によるセメント固化処理を予定しておりましたが、周辺住宅への影響を考慮して、プラントによる固化処理工法に変更したことから増額するものでございます。

また、防潮堤整備に伴う舟の上げおろし方法についてマリン業者と協議を続けてまいりまし

たが、その結果、補償工事として新たに斜路を3基設置することによってそれぞれ増工するものでございます。

次に、**議案第94号、工事請負変更契約の締結について**であります。本契約は平成27年3月定例会において議決をいただきました須賀地区水門機械設備工事の第2回目の変更を行うものでございます。

主な変更の理由でございますが、水門機械設備を設置するための土木工事の着手からこれまで入札不調により大幅におくれており、主水門などの据えつけが現工期内では実施できないことから、副水門や自家発電装置の製作、据えつけ及び輸送等について減工するとともに、あわせて工期を短縮するものでございます。

なお、今回減工した副水門の製作等につきましては、今年度以降の補助事業として別途発注することといたしております。

次に、**議案第95号、工事請負変更契約の締結について**でございます。本契約はことしの2月臨時会におきまして議決をいただきました須賀地区水門浚渫工事の第3回目の変更を行うものでございます。

主な変更の理由でございますが、しゅんせつ土の揚土及び固化処理ヤードとして借地している越ノ浦漁港において、物揚げ場への仮設構台の設置や臨港道路等の沈下について、漁港管理者である宮城県と協議を行った結果、原状復旧の指示を受けたことから増工するものでございます。

また、同漁港内において海産物等を販売している店舗があることから、しゅんせつ土から発生するにおいを抑えるために臭気対策用の添加剤を増工して、成算に向けた調整を行うものでございます。

議案第96号、財産の取得についてであります。来年7月に予定されている社会保障税番号制度の情報連携開始に当たり、国が求める技術的安全管理措置を講じ、住民情報を扱う基幹ネットワークと財務会計などを使用している内部ネットワークを物理的に分離、切断するため必要となるノートパソコン45台及び関連物品を購入するものでございます。なお、購入に当たりましては、指名競争入札を執行し、受注者を決定しております。

次に、**議案第97号、指定管理者の指定について**でございます。平成29年4月1日から3年間、引き続き利府町コミュニティセンターの指定管理者を特定非営利活動法人利府町観光協会に指定しようとするものでございます。

次に、**議案第98号、指定管理者の指定について**であります。平成29年4月1日から5年間、

平成28年12月定例会会議録（12月6日火曜日分）

引き続き利府町西部児童館の指定管理者を特定非営利活動法人みやぎ・せんだい子どもの丘に指定しようとするものでございます。

次に、議案第99号、利府町教育委員会委員の任命についてでございますが、11月24日付で辞職いたしました高橋 晋氏の後任として高田 修氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第100号、人権擁護委員候補者の推薦についてでございますが、奥山敏子氏の任期が平成29年3月31日をもって満了することから、その後任の候補者として相澤明男氏を推薦したいので、人権擁護委員法の規定によって議会の意見を求めるものでございます。

以上が本定例会に提案いたしております議案でございますので、慎重審議賜りますようお願いを申し上げて提案理由の説明を終わります。

○議長（櫻井正人君） 次に、議案第87号について補足説明を求めます。財務課長。

○財務課長（高橋三喜夫君） それでは、議案第87号、平成28年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

2ページから4ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書で御説明いたします。

5ページをお開き願います。

第2表継続費補正でございますが、利府小学校校舎建替え事業につきまして、国の第2次補正予算成立に伴い、平成29年度に交付が予定されておりました国庫補助金が前倒し交付されるため、本年度及び来年度の事業費調整が必要となり、年割額の変更を行うものでございます。

第3表繰越明許費でございますが、国の第2次補正予算成立に伴い、新たに経済対策として実施することになる臨時福祉給付金事業について、本年度内の給付完了が困難であることから設定するものでございます。

6ページをお開き願います。

第4表債務負担行為補正でございますが、事務事業の平準化や経費削減の観点から複数年契約をする事業、平成29年4月1日から業務を開始するために平成28年度中に契約行為を行う必要がある事業として、議会広報紙印刷業務事業など記載の55件の事業について、地方自治法第214条の規定に基づき債務負担行為を追加するとともに、12ページの児童クラブ運營業務事業について限度額を変更するものでございます。

それでは、主な新規事業の内容について御説明いたします。

6ページの上から3番目、財務課財政経営班、地方公会計導入支援業務事業につきましては、

国からの導入を求められている統一的な基準による財務書類等を作成するためのシステム導入や財務書類作成支援業務等を平成28年度中に発注するために新たに設定するものでございます。

7ページをごらんください。

上から3番目、政策課政策班、総合情報システム導入支援業務事業につきましては、現在使用している総合情報システムの契約期間が平成29年度末に完了することに伴い、次期システムの導入支援業務を平成28年度中に発注するため新たに設定するものでございます。

8ページをお開き願います。

上から2番目、保健福祉課福祉班、第5期障がい福祉計画策定業務事業につきましては、平成30年度から平成32年度までの計画を作成するに当たり、意向調査、分析等に期間を要することから、平成28年度中に着手するため設定するものでございます。

12ページをお開き願います。

次に、債務負担行為の変更でございますが、子ども支援課子ども未来班、児童クラブ運営業務事業につきましては、労務単価の増加等により事業費が増となることから限度額を増額するものでございます。

続いて、第5表地方債補正でございますが、1の追加、地域総合整備資金貸付事業につきましては、ふるさと融資制度の活用による特定非営利活動法人さわおとの森への貸し付け事業の財源として借り入れを行うものでございます。

2の変更、都市再生整備計画事業、道路整備事業、公園整備事業につきましては、事業費の変更や国庫補助金の増額等に伴い限度額を減額するものでございます。学校教育施設等整備事業につきましては、第2表継続費補正でも御説明申し上げましたとおり、利府小学校建替え事業の平成28年度事業の増額等に伴い、限度額を1億4,450万円増額するものでございます。

14ページをお開き願います。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書により補正の主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、1款1項町民税1目個人1節現年課税分3,850万円の増額につきましては、所得割納税義務者の増加等によるものでございます。

15款1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金2,621万円の増額につきましては、障害福祉サービス利用者等の増加によるものでございます。同じく3節児童福祉費負担金449万9,000円の増額につきましては、障害児通所支援事業の利用者の増加によるものでございます。

同じく3目教育費国庫負担金1節公立学校施設整備費負担金565万6,000円の増額につきまし

では、利府小学校建替え事業に係る補助基準単価の増額によるものでございます。

15ページをごらんください。

15款2項1目総務費国庫補助金4節東日本大震災復興交付金3,660万2,000円につきましては、復興交付金の第16回内示額を計上するものでございます。

同じく2目民生費国庫補助金2節臨時福祉給付金給付事業費補助金及び3節臨時福祉給付金給付事務費補助金につきましては、繰越明許費で御説明申し上げました臨時福祉給付金の事業費及び事務費補助金をそれぞれ計上するものでございます。同じく4節児童福祉費補助金2,935万4,000円につきましては、小規模保育施設整備事業への応募事業者がなかったことにより減額するものでございます。

同じく5目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金4,665万2,000円につきましては、平成28年度配分額の決定に伴い、記載している事業の交付金をそれぞれ補正するものでございます。

同じく6目教育費国庫補助金3節学校施設環境改善交付金3,979万4,000円につきましては、継続費補正等でも御説明申し上げましたとおり、国庫補助金の前倒し交付などによる増額でございます。

16ページをお開き願います。

16款1項1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金及び3節児童福祉費負担金につきましては、14ページの民生費国庫負担金で御説明申し上げましたとおり、利用者の増加による増額でございます。

16款2項1目総務費県補助金5節ドクターヘリ環境整備補助金40万円につきましては、利府町中央公園及び葉山公園公益施設用地へのランデブーポイント表示看板設置費補助金の内示額を計上するものでございます。

17ページをごらんください。

19款2項8目1節東日本大震災復興交付金基金繰入金880万円につきましては、復興交付金の第16回内示事業である浜田地区雨水流末水路整備事業の実施に伴い増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

歳出全般の共通事項といたしまして、人事院勧告に基づきます給与改定等に伴う人件費の調整及び事業完了等に伴う請負差額の減額を行っております。

20ページをお開き願います。

平成28年12月定例会会議録（12月6日火曜日分）

2款1項3目財産管理費15節工事請負費119万4,000円につきましては、役場庁舎駐車場の区画線補修工事を実施するため増額するものでございます。

23ページをお開き願います。

2款6項1目企画総務費21節貸付金2,000万円につきましては、地方債補正で御説明申し上げました特定非営利活動法人さわおとの森が行う施設整備事業に対して資金の貸し付けを行うため計上するものでございます。

24ページをお開き願います。

同じく4目復興推進費25節積立金3,660万2,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました東日本大震災復興交付金の第16回内示額の全額を基金に積み立てるため増額するものでございます。

同じく5目復興整備費13節委託料1,100万円につきましては、第16回復興交付金内示事業であります浜田地区雨水流末水路整備事業の設計費用を計上するものでございます。

25ページをごらんください。

3款1項1目社会福祉総務費20節扶助費6,141万7,000円につきましては、歳入で御説明申し上げました障害福祉サービス利用者等の増加により、記載の各給付費等を増額するものでございます。

26ページをお開き願います。

同じく23節償還金、利子及び割引料211万5,000円につきましては、平成27年度の障害者自立支援給付事業費等の額が確定したことに伴いまして、国、県に対する返還金が発生しましたので今回計上するものでございます。

同じく2目高齢者福祉費20節扶助費231万9,000円につきましては、平成28年度敬老祝金事業の額の確定及び養護老人保健措置対象者の減に伴い減額するものでございます。

27ページをごらんください。

同じく7目介護保険事業費19節負担金、補助及び交付金546万9,000円につきましては、町内の介護サービス事業者が実施する施設の新設または改修事業に対し、国県補助金等を財源とした助成を行うために計上するものでございます。

同じく10目臨時福祉等給付金事業につきましては、繰越明許費で御説明申し上げました臨時福祉給付金事業の必要経費を計上したものでございます。

28ページをお開き願います。

3款2項4目子ども等医療費20節扶助費1,200万6,000円につきましては、医療費助成件数及

び1件当たりの助成額の増加に伴い増額するものでございます。

29ページをごらんください。

同じく5目保育所費19節負担金、補助及び交付金3,300万円につきましては、歳入で御説明申し上げましたとおり、小規模保育施設整備事業への応募事業者がなかったことにより減額するものでございます。

31ページをお開き願います。

4款1項3目健康増進事業費13節委託料300万円の増額につきましては、健診事業の受診者数及び受診見込み者数の増減により、記載の委託料をそれぞれ補正するものでございます。

32ページをお開き願います。

6款1項3目農業振興費19節負担金、補助及び交付金99万9,000円につきましては、農業者から要望がありました圃場整備事業費補助金を計上するものであります。

33ページをごらんください。

6款3項2目漁港管理費1節報酬2万円及び9節旅費4,000円につきましては、漁港指定管理者選定委員会を年度内に開催することから追加するものでございます。同じく15節工事請負費185万8,000円につきましては、漁港管理条例の制定に伴い、船舶等放置禁止区域看板を設置するために計上するものでございます。

34ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費15節工事請負費147万2,000円につきましては、町道及び生活道路等の補修箇所増加に伴う増額でございます。

36ページをお開きください。

8款4項3目公園管理費15節工事請負費127万万円につきましては、公園内遊具の補修箇所増加に伴い増額するものでございます。

9款1項2目消防施設費15節工事請負費40万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたドクターヘリランデブーポイント表示看板の設置費用を計上するものでございます。

38ページをお開き願います。

10款2項3目学校施設費15節工事請負費1億3,663万8,000円につきましては、継続費補正等でも御説明申し上げました利府小学校建替え事業費の増額、及び点検の結果、安全確保のため補修が必要な遊具の補修費用を計上するものでございます。

41ページをお開き願います。

11款3項1目公立学校施設災害復旧費960万2,000円につきましては、東日本大震災で破損し

応急復旧工事を実施して使用しておりました利府第三小学校の受水槽について、本復旧工事を実施するため計上するものでございます。

以上が、一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） 以上で補足説明を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開は11時10分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 一般質問

○議長（櫻井正人君） 日程第24、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは9名であります。通告順に発言を許します。

初めに、10番 鈴木忠美君の一般質問の発言を許します。鈴木忠美君。

〔10番 鈴木忠美君 登壇〕

○10番（鈴木忠美君） 21世紀クラブ、鈴木忠美でございます。

12月定例会には3件について質問を通告しております。

1つ目が、「町営たてやま霊園」増設時期はいつか。

2番目として、子供の安全を守る通学路の整備を。

3番目に、交通安全に関する警察署との協議、その後の経過。

以上、3つについて質問させていただきます。

まず1つ目、「町営たてやま霊園」増設時期はいつか。

町民から要望のあった町営墓地は、平成19年に基本計画を策定し、場所の選定、地権者及び近隣住民等説明会、埋蔵文化財の調査、発掘、用地買収、造成工事を経て、本年10月18日に利府町営たてやま霊園として完成式を迎えることができました。

9月の第1期募集、11月の第2期募集の抽せん会には、御夫婦、御家族で来場された方が非常に多く、改めて墓地を求める方が多いことを感じました。町に抽せん結果を確認したところ、2回目の抽せん会で外れた方は92名であると。その中でも1回目、2回目のどちらも応募し、連続で外れた方が58名という状況を聞いております。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

（1）区画墓地の増設を早急にすべきではないか。

（2）増設する場合、区画数、第1種、第2種ほどの程度と考えているかお聞きします。そして、時期がいつころか。

（3）として、次回抽せん会時には特例措置を考えるべきではないか。例えば、応募して2回連続して外れた方、あるいは遺骨をお寺や自宅に安置している方に優先的に割り当てるとかということも考える余地があるかと思えます。

2番目、子供の安全を守る通学路の整備を。

子供の安全を守るための通学路の整備として、平成24年3月定例会でも一般質問したが、登下校に子供たちが巻き込まれる交通事故が全国的に多発している。最近では、10月28日に横浜市で集団登校中の小学生の列に軽トラックが突っ込む事故で、小学生9人を含む12人が病院に搬送され、このうち小学1年の男の子が頭蓋骨を骨折し死亡、小学5年と3年の児童が重傷を負っている。数日後には、大阪で集団登校中の小学生の列にトラックが突っ込み、負傷者が発生しております。

上記2件の事故原因はいずれも運転者の責任事故ではあったが、子供たちが事故に遭わないような対策を考えるべきではないか。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

（1）現在の指定通学路では問題ないか。

（2）子供たちに対して、登下校時の交通指導はどのように行っているか。

（3）地域住民に見守り協力を呼びかける考えはないか。

項目の3、交通安全に関する警察署との協議、その後の経過についてお伺いします。

過去の一般質問で警察署と相談、協議すると回答のあった下記の点について、その後の取り組み状況等についてお伺いいたします。

（1）平成24年9月定例会で質問した際のスクールゾーンの通行許可証の簡素化についてどのようなになったか。

（2）平成25年定例会で質問したときのキャロット館前の交差点の信号機、感応式信号機から時差式への変更、その後どのようなになっているか。

①平成26年9月定例会で質問した役場庁舎裏丁字路に信号機の設置。

②として、笹町塩釜線から月見ヶ丘グラウンドに行く交差点信号機の改良。

この3点についてお伺いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局、答弁を願います。

1、「町営たてやま霊園」増設時期はいつか、は町長。2、子供の安全を守る通学路の整備を、は教育長。3、交通安全に関する警察署との協議、その後の経過は、町長。

初めに、町長。

○町長（鈴木勝雄君） 10番 鈴木忠美議員の御質問にお答えを申し上げます。

この町営墓地については、鈴木忠美議員に機会あるごとに御心配をいただきまして、ようやく10月にこの完成を迎えたということで、大変町民の皆さんにお待たせしたと思っております。しかし、これは初めて経営の町営墓地でございます。どのくらい需要があるか、担当でも大変はかり知れないところがありました。その結果、予想外の好評で第2次募集でも手に入らなかった92名の方がいるというのが現実であります。町といたしましても、うれしい悲鳴と申しますか、そういった意味で一刻も早くこの92名、それ以外の方も含めて町民に方々にこの霊園の安心していただけるための整備を進めなければならないと思っております。

そういった中で、今回の御質問のたてやま霊園の増設時期についてお尋ねがありました。実は私の自宅にも大変電話が来るんです、夜中にも。もう何とかお願いしたい、本当に切実な話を聞きます。もう火葬したお骨があるんだけども何とかならないか、本当にそうはしたいのでありますが、ただ、それをやってしまうと公平性を失うものですから、その辺だけはですね。ただ、お骨を持っている人と問い合わせると、ほとんどの方が持っていますという返事が想定されます。一々調べませんからね。そういったことから、これまで担当も慎重に次の墓地について計画を立てています。

そこで、今、鈴木忠美議員が御心配の92名の方を何とかしたい。やっぱり現在持っている方を何とかしたいということで担当のほうで今、今定例会に提案しておりますが、まずたてやま霊園の区画墓地につきましては、第1種を198区画、第2種を302区画、集合墓地50基を整備して販売したところであります。本当に何か皆さん方は宝くじでも当たったように、町長、当たりましたといううれしい悲鳴。でも、誰が使うの。いや、私らが使うのはまだまだ20年、30年も先ですという方もいらっしゃいましたし、今すぐ欲しい方もいらっしゃる。本当に悲喜こもごもだということもわかりました。とりあえず、何としても早く安心させるために第2期の霊園の区画を進めたいと思います。

そういった意味で、先ほど申し上げましたように、何とかこの焼骨をお持ちの方、23名が申告でいらっしゃるわけですが、何とか早くつくりたいという意味で今担当が、今御質問がありましたように、次回の販売開始はいつになるのかと、それから早急に町営墓地を造成し

て販売してほしいという問い合わせが役場にも来ますし、私の自宅にも来ているというのが現実であります。

こうした状況から、何とか早くこの区画墓地の早期の増設を検討するために、先ほど申し上げましたように本定例会に町営墓地特別会計補正予算の中に墓地の増設の設計業務委託、90万円ですね、というものを計上しております。今年度の補正予算ですね。ですから、来年度の早い時期までにはこの設計が終わって、あとは御承知のとおり今は広場になっておりますから、あれを区画すれば、砂利の施工をするということになりますと、そんなにそんなに工期も要らないので、来年中には何とかですね。ただ、区割りをどうするか、1種をどのくらいにするか、2種をどのくらいにするか、これについては今回の販売状況を勘案しないと、1種だけをつくったのでは残る可能性もあるし、2種だけでも。その区画割りの案分をどのくらいにするかということについて検討しながら、早く設計と整地を行って、早目に何とか一刻でも早く安心できるように担当が努力しておりますから、御理解をお願いしたいと思います。

それから、抽せん方法については、今忠美議員から話がありましたように、確かに私も88歳、95歳、100歳の敬老祝金を自宅にお届けすると、お骨がまだあるんですね、白いひつぎに入って。本当にあります。これは本当に現実です。私は見えていますから。そういった方々に早く何とか納骨させたい気持ちもあるので、そういった意味でこのあふれた方、92名以上に区画をすれば、第3次募集でほとんどの方が当選できるような、そういったようなことを担当のほうで検討しておりますから、もう少し時間をかしていただきたいなど。そして、ことしの早目にできるだけ完成するように努力をしたいと。ただ、今ここで時期を明示できませんが、とりあえず早くということをお願ひしたいと思います。

次に、3点目の交通安全に関する警察署との協議であります、その後の経過についてのお尋ねであります。

まず（1）のこのスクールゾーンの通行許可証の簡素化についてであります、忠美議員から前回御質問がありました申請や交付証受領について代理人または郵送ができないかということにつきまして、再度塩釜警察署に確認をいたしました。その結果、代理人による申請あるいは交付証の受領は可能となっておりますが、郵送での取り扱いは行っていないという回答をいただいております。これは警察署の所管でありますから、何とかこういうことをございますから、御理解をお願いしたい。

それから、（2）、（3）とは関連がありますので一括してお答え申し上げますが、前回御質問のありました信号機の設置と改良については、他の要望箇所とあわせて継続して要望して

いるところでありますが、宮城県公安委員会では本当に県内各地から多数の信号機の設置要望があつて、大変なかなか難しい。そして、優先度の高いものから、つまり申請があつた箇所をどのくらい通行するか、県警で調査をして、その中で優先度の高いものから順次整備をしていくんだという話を前に伺っております。したがって、確かに信号機があればいいんですが、日中ほとんど歩行者のいない場所、あるいは通行人の少ない場所については警察の判断でおくれる可能性もある。しかも、極端な話ですけれども予算が限られている。毎年本当に少ない数の信号機しか設置できないんだと、警察の事情もありまして。その中でも利府町は大分新しく設置していただいておりますので、そういう事情があるということをお理解お願いしたいと思います。

そして、キャロット館前の交差点と役場庁舎裏の丁字路交差点につきましては、現在この道路の状況から設置あるいは改良は困難であるというふうにされております。また、月見ヶ丘入り口交差点の信号機の改良につきましても、現状の道路状況、あるいは先ほどから申し上げましたように通行車両、それから通行者、そういったことから非常にこの改良は困難であるというふう聞いております。

町といたしましては、交通安全対策として引き続き御要望のあつた箇所について要望を行っておりますが、何しろ各地から多くの信号機設置、信号機の改良あるいは一時ストップの横断歩道設置、本当に多種多様にわたって町に来て、それを警察にお願いしているわけでありまして、その辺は御理解をお願いしたいなと思っております。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） 続いて、質問事項の2について、教育長。

○教育長（本明陽一君） 鈴木忠美議員の第2点目の子供の安全を守る通学路の整備を、についてお答え申し上げます。

まず、（1）の現在の指定通学路で問題はないかということですが、町内小中学校におきましては、利府町立学校の通学路に関する要綱に基づき、児童生徒が安全に通学できる道路を実際に点検、確認し、児童生徒の安全が図れるような道路を通学路として校長が指定しております。

現在の通学路においては、議員御承知のとおり、道路幅が狭い箇所や安全対策が必要な箇所は認識しており、信号機の設置や歩道の整備等、安全対策が必要な箇所については引き続き改善していくよう関係機関に要望してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、（2）の登下校時の交通指導についてでございますが、各小学校においては学級活動における指導や年2回の交通安全教室を通し、安全な道路の歩行と横断方法や自転車の乗り方などについて指導しております。各中学校においては、学級活動での指導や学年集会において交通安全についても注意喚起を行うなどしております。

また、日常的に各中学校区に配置しているスクールガードリーダーにより巡回指導を行っており、毎年春と秋に行われる全国交通安全運動期間中や毎月1日と15日には、先生と保護者、交通安全指導員が交差点などの主要箇所立ち、子供たちへの安全指導とともに交通指導についても行っているところでございます。今後も継続的に指導を行い、登下校時の安全の確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、（3）の地域住民に見守り協力を呼びかける考えについてでございますが、現在各学校においてそれぞれ独自に地域の方から登下校時の見守りや街頭指導などの協力をいただいております。さらに、各学校と地域の方が連携したコミュニティーシップを通して、児童生徒の安全に協力いただけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今、町長と教育長のほうからいろいろ御回答をいただきましたけれども、まず一番最初のたてやま霊園について再質問させていただきます。

先ほどの質問の中でもお話ししたとおり、2度も外れた方、それからたまたま2回目のときに1回で当たった方、けさもちょっと墓地を見てきたけれども、墓地は今4基が建っております。墓石には「愛」とか「心」とか「絆」とか、いろいろ「偲」とかというもの。あとは8基が今基礎をやっているようです。多分、来年の春彼岸まではかなり出るのかなということで、今回の500基は確かに全部決まりましたけれども、現実的にあとはその決まった方が本当に早急に墓を建てるかとなると、さっき町長も言ったとおり、俺が入るためなんだということで10年も20年も先の方もあろうかと思えます。

ただ、やっぱりこの間私も1回目、2回目と抽せん会にずっと行っていたんですけども、当たった方のあれは非常に、手をたたいて喜ぶ人もいたんだよね、はっと思ったけれども。ところが、その脇では外れたと。今回も外れたと。片隅でおばあちゃんがしゅんとしてどうしたのと言ったら、また外れたと、じいちゃんを入れるところがないんだというような、非常にそういうことを私は目に見たものですから、あえて今回また質問したんですけども、ただ、前回質問した中で一応この500基が全部決定した段階で増設はどうなのという質問をしたときは、

平成28年12月定例会会議録（12月6日火曜日分）

以後そのことについては状況を判断して検討するという答えは得ていましたので、場所はと言えば、今の駐車場の砂利を敷いたところ、あそこだということなので、今回の補正の中でも90万円という調査費もついておりますので、非常に前向きにもう進んでいただけるんだなという確認はとれるんですけども、ただ、今お答えの中で来年度の初めまでには設計を終わらせて、できるかぎり早い時期に実施したいということで、時期的には明確にできないということなので、やっぱりその辺、もうちょっとやっぱり落ちた方はどうなの、どうなのということがあるので、あのスペースからすると大体1種、2種もまだ決めていないということですけども、もうこれまで2回のあれをやって実績も見ているんですから、やっぱりここで補正を上げるに当たっては当然何基をつくるのか、それから1種、2種を含めた中で、ある程度概要をつくった中でこの設計委託だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

開園しておりますたてやま霊園につきましては、全体面積が7,350平米という中で今回区画墓地につきましては500区画の整備をさせていただき、また1次・2次募集ということで連続的な対応をしてきたところでございます。

こうした中で、状況がかなり好評だったということもありまして、今回12月の定例会には補正予算という形で委託料を計上しているところでございますが、土地利用等につきましては、先ほど議員からお話がありましたように、砂利舗装の部分につきましては約800平米ほどございます。そうした中で今回あふれ出た方々、また、さらに希望したいという方々の部分につきまして、区画割り1種墓地、また2種墓地の部分についてどのようなバランスのとれた土地利用ができるのか、そういった部分については今回計上しております委託料の中で整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 質問は何基を予定しているか。

○生活安全課長（村田政文君） 失礼いたしました。

基数の考え方についてでございますが、抽せん結果ということでは数値的な部分につきましては出ております。ただ、その部分について、今回その土地利用できる余裕のある部分につきましてどの程度確保できるのかについてはちょっとまだ明確な部分を持っておりませんので、その辺も含めた形で検討していきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 確かに今設計を委託しているんですが、確かに正しい数ということにつ

いてはこれからだということもわからないわけでもないんです。だけど、やっぱりこれだけ町民から墓地の必要性があるということについては、やっぱり町としてもその辺の考えをある程度持った中で設計依頼というものをやるべきだと思うのよ。設計に出したから、それでああ、そうですかということではない。やっぱり町が主導権を持ってやっていくべきだと思うんですけども、その辺をもう一度お答えいただきます。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

先ほど言いました砂利舗装で整備した部分につきましては約800平米ほどあるという中で、1種・2種墓地を合わせた面積が、2つ合わせると3.5平米になるんですかね。そちらの部分について単純割りいたしますと、ある程度の確保数というのは計算式においては出てくるんですが、ただしその場合、園路の確保等がありますので、その辺の部分のバランス的なものがまだちょっと明確に見えない部分があることから、明確に何基は確保したいという部分まではお話しできるんですけども、何基という部分についての数値的な部分は今の段階ではちょっと示せるところがないということを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） この質問、何度してもやっぱり同じような答えが返ると思うので、ただ、やっぱり姿としてはある程度歩道というか歩く部分もということや、大体は今あるんですから、まるきりないところにやるんじゃないですから、やっぱりその辺を出すところある程度概要的に、例えば100区画できるとかというのはある程度示せるのかなと。それが決定ではないと、予定はこのぐらいの、一応町としては設計屋に委託しているので、その時点で最終的に決まりますと言えはなるほどねということや納得できるんですが、ただ、これ以上言ってもあとそれ以上は来ないと思うから、この数についてはとにかく早目に出していただきたいということでございます。

それから、時期的にもこれはもう設計が出ないことには時期も明確にならないということで、ただ、早い時期という町長の答弁でありますし、補正予算もとってあるので、平成29年度には大丈夫だということやよろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

平成28年度におきまして12月補正予算計上、それで年度末において業務を委託契約し、その部分につきまして業務の内容について整理をしていただくということでは、3月中に青写真的

なものは完成させたいという思いがございませう。

そうした中で、平成29年度中の執行等につきましては、いろいろちょっと関係機関との協議等が含まれてくる要素があるようにも見ておりますので、その辺につきましてもできるだけ早い時期に希望する皆様方に対して供給をしたいというふうに思っているところでございませう。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） ぜひひとつ早い時期に、一つにやっぱり待っている方がおりますので、同じつくるなら早目になるべく答えを出していただきたいなと思ひます。

そこで、当然その工事をやれば今度第3期ということで募集をやると、今回当たらなかつた方が、2回目で外れた方が92名、それがあつるんですけれども、そのつくる区画数、今回区画数をつくるとなると改めてやっぱり3期目の募集ということも当然出るわけですよ、出るわけですよ。そうした場合、また場合によっては、今までみたいにどんとは来ないと思ひ、大体500基が決まりましたから今よりは少なくはなるかと思ひますけれども、ただ、やっぱり町営墓地でありますので永代使用料が21万円と42万円ということで、既存のお寺にすると約半分以下ぐらいになっているのかなということで、やっぱりこれからとる方、若い人はやっぱり町営墓地をとりたひというのが非常に多いかと思ひます。

ただ、当然墓地をつくることになれば3期募集もやるんですけれども、それで足りないからまた4期ということは、私はちょっとその辺はどうかなと。なぜとなると、やっぱり今既存のお寺が利府町には7箇寺ございませう。7箇寺の中でもうお寺によっては墓地が全くなくて、もうそれ以上ふやせないというお寺もありますけれども、お寺によっては墓地を造成して非常に残っている墓地もあるわけなんですよ。たまたま私もお寺の役員をやらされているものですから、ちょっと言わなければならぬんですけれども。それで、やっぱり官が民を圧迫するのはまずいという、これは平成19年の一番最初の説明会のときにやっぱりお寺の人から出たんですよ。町でつくつたら俺たちのお寺はどうなんだということがあつたので、これが3期で足りないからさらにまた4期をやるとかということで、やっぱり4期目の……、いや、3期目か、3期目の工事を考えるあれば、そこまでは今のところ私は持たないほうがよろしいかと思ひますが、町としてどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 鈴木忠美議員の御質問にお答え申し上げます。

忠美議員が役員をしているお寺の墓地は本当に売れ行きがよくて、本当にないんです、ゼロです、おかげさまで。ただ、場合によっては既存の墓地が大変在庫を抱えています。ところが、

面積が大変町営墓地と違って広くて、これからやっぱり我々も含めて墓守を誰がするんだということになると、広い面積は要らないというのが今の社会情勢ではないでしょうかね。

ですから、そういった意味で競合しないように、既存の墓地と同じ面積ですと比較されますから、基本的には同じ面積ではなくて少し面積を少なくして、そして比較できないようにして割安感、そのかわり小さいから安いのは当たり前です。そういうふうにして既存の墓地に影響のないような方法でやってきました。

しかし、これまで聞いてみると、既存の墓地は面積が広いけれども倍ぐらいしましたと、私に直接来る電話の話ですと、ですから町営墓地が欲しいんですという理由でしたね。ただ、まずは3期目ですかね、今増設工事について課長がなかなか正確に数を言えないのは、1種、2種の割合をどうするかです。1種、2種の区画割合を。どうするかはまだ結論が出ていません。ですから、1種にした場合、広いですから少なくなる。2種にした場合、小さいから個数が多くなる。それがまだ正式に決まっていないので、個数を明確にできないということを御理解をお願いしたい。

そして、大体は92人、あふれた方々がほとんど当選するような、当然個数、いわゆる100個以上。ただ、これから新規に申し込む方もいるので、できるだけあふれた方が全部買い求められるような区割りは担当のほうで考えているようでありますから、そしてその次はどうするかについては、寺院の総代長である鈴木忠美議員が、もう民間を圧迫するからやめろという声があれば、当然それは我々も既存の墓地を潰してはいられませんので、そういう声もまずはとりあえず今造成した中でどのくらい最大限町民のために供給できるか、それ以後についてはもう少し町民あるいはお寺の意見も聞きながら進めなければならないと思っていますから、とりあえず今造成した中でいかに町民の皆さんに行き渡るかについて今担当のほうで努力していることを御理解をお願いしたい。

そして、さっき言ったように、平成29年度の早目に私は、ただ、いろんな手続、今課長からいろいろ問題点があるようでありますから、例えばお寺との協議とか、残っているものがありますが、それをクリアできたら早目に供給できるように努力するので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今、町長のほうから92名の方から、極力その方が当たるよということになると、これは何かちょっと要するにあれが出てくるのかなという期待感を持ってしまいますよね、今の答弁ですと。だから、やっぱり私は本当は当ててもらいたいんですよね、そ

の92名の方に。ぜひやっていただきたいんですよ。そして、なおかつさっき言った特例ということでも、やっぱり2回も外れた方、何とかやってもらいたい。やっぱり遺骨を自宅、お寺に安置している方には何とかやってもらいたい。ただ、それに対しては一々調べるのが、お宅で本当に死んでいるのかということ調べるのがあれだからということになるけれども、やっぱり少ない数の中でやるとなると、やっぱり役場では皆調べることはできるんですから、それはね。そういうこともやっぱり必要ではないかなと思うんですけども、そこで時間もなくなるので、ちょっといっぱいあるので、今の特例措置というのは全く考えないということによろしいんですか。ということは、町長の答弁だと特例が出てくるのかなという期待感を私は今持っているんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） まずは、今回の1次販売が完売することが目的です。それを精査して、1種、2種でどういう傾向があるか、それから漏れた方、92人をどうするか、これから検討をするわけでありますから、全くだめだということではなくて、検討材料としていることを御理解お願いしたい。

それから、さっき92名に期待をかけるというのではなくて、余り数を正確に言えない。つまり、ただ92人は当たる程度の個数になるということでございますから、つまり100個ぐらいは造成できるという意味であります。そういった意味で、全員当選という意味ではなくて、どういふふうになればこれから皆様にといい検討をこれからする。それから、先ほど抽せんの方法も忠美議員から御指摘がありました。それも含めてどうすればいいかということを検討、ただ、ここでまだまだ明示できないということをお理解お願いしたい。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 実は墓地というのは七ヶ浜の関係が、前にもちょっといろいろ出しましたけれども、私も七ヶ浜にちょこちょこ見に行って、きのう七ヶ浜の議員とも会ったから、その後どうだとまた聞いたけれども、全くあそこは、A、B、C、D、Eとなっているけれども、真ん中は全く草ぼうぼうで、A、Bぐらいがいっぱいになって、あとはばらばらなんですよ、ね、1,700基をつくって。だから、利府としてもやっぱりつくった以上はああいう形にならないようにやっていきたいですよ。そういうことで今ちょっと数的なこととか、ただつくればいいんじゃないかと、やっぱり3期工事についてはそういうことも含めた中でまず考える必要があるということでお話ししたところであります。

じゃ、次に参ります。実は今回500の方が決定したんですけども、その方たちの永代使用

料というのはもう既に入られているんですか。その流れとして、例えば町長から納付書をやっ
て、それをやった場合はいつまでそれを納めるとか、そういう期限とかはどのようになっていますか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

永代使用料の納付状況についてでございますが、こちらにつきましては、1次募集を行った
皆様につきましてはもう既に全納していただいております。また、2次募集の方々につきましては、12月5日現在になりますけれども、約349名の方々が既に完納しているという状況でござ
います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 実はなぜそれを質問したかということ、この間の利府町の霊園条例とい
う中で見たときに永代使用料等々についてちょっといつまでということにもなっていなかった
し、ただ、取り消しのこれは何ですか、19条に使用許可の取り消しという中において、管理費
については区画墓地の管理費を滞納した場合、その期間が3年を超えた場合は取り消しになる
ということがあったものですから、じゃあ500基は決まりましたけれども、納入状況がどうなっ
ているのか。仮に納められなくて、決定はしたけれども納入されていなかったらどうかとい
うことをお聞きしたんですけれども、今340名ほど完納ということでこれは期間は決まっているん
ですか、納付書を渡してからいつまでに納めなさいということ。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

納付期日につきましては30日ということで、規則のほうで整備している状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 30日。規程の第何条だったんでしょうね、これ。いや、ちょっと私はこ
の規程をずっと見た中でそれがちょっと見えなかったものですから、ちょっと済みません。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

先ほどの適用条文の考え方でございますが、規則におきまして、規則の「使用料の納付」と
いう条項を設けております。その中で第8条になるんですけれども、使用者につきましては第
9条、先ほど議員からお話のありました第9条に適用する条文ということで、使用者の決定に
つきましては30日以内に納付していただきたいという旨の整備をしているところでございま

す。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 規則は私の手元にはないですね。私は持っていませんですね。私は条例でちょっと眺めてきて、たまたま管理費だけは条例に載っているものですから、今規則と言われると今あれ、見落としたのかなと規則は私たちは持っていませんから、ちょっとわからなかったものから今質問させていただきました。

それで、30日という中でそこで納められなかったときはどのようになるんですか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

こちらにつきましても、納付状況の思わしくない方々につきましても規則等でちょっと使用料の取り消し等の条文を設けておまして、その中で使用者の取り消しを定めていく内容で進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今の納入状況を見ると340件ほどになっているということで、あと160件ぐらい納められると思うんですけども、やっぱり新しい墓地をつくる時はそういうところが、10件でも20件でも納入しないため今度返すということになると、やっぱりその辺も含めた中で、返されれば誰かにはやればいいんだという考えではなくて、やっぱり町の金を使ってやる時は無駄のないようなやり方をするものから、私は今規則を見ていなかったものから今質問をさせていただきました。

それから、墓地だけをやると時間がなくなるから、さっきの補正予算の中で見た中でも管理費については大体今70万5,000円が入っているというように計上されているということは、大体5,000円なら114件ぐらいですけども、これも管理費というのは1年でのあれだから、これも期間はもっと長いよね。まだ前段で全て納めるわけではないね、管理費については。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

今回の使用者の決定につきましては、年度内の途中ということで、この部分につきましては年数の月割り計算で管理料を納めていただく内容としております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 当然途中からですから月割りになると思います。

あと、墓地の最後にですけれども、さっき言った3期工事ですけれども、やっぱりいろいろ

今話しましたけれども、そういう場合によっては3年未使用で返還されることもあるわけですよ。そのときは半額を返すということですけども、だから私が言っているのは、決まった方には、規則はちょっと中身がわからなかったものですから、そういう30日と決まっていれば、30日で納められなければそれをやってしまうのか、再請求してやって、ある程度になっても納められなかったらやっぱり取り消しという形になると思うんですよ。そういうことで結局墓地が戻ってくるもの、それから中には親子で別々に墓地をとっていて、結果両方が当たったから要らないわと返す人もたしかあったはずですよ。それから、墓地が不要ということで、例えば転勤とか、それから跡継ぎがいなくて、集合墓地もあるんですけどももう全く要らないということで、そういうものも戻ってくるということもあるので、ただ、これはどれぐらい返るかということとはちょっとはっきりわかるものではないですけども、そういうことで私が言ったのは3期増設は絶対だめということではなくて、もしやる時はちょっと今のところはそこは考える必要ないんじゃないかと、ここはやっぱりしばらく状況を見るべきだということで質問したんですけども。

○議長（櫻井正人君） 趣旨がわからない。（「わからない。わからなければもう1回」の声あり）質問事項はしっかり、はっきり。

○10番（鈴木忠美君） 要は、今言ったような3つの項目があるので、いろいろあるので、3期は当然さっきやらない、今のところはまだ考えていないということですから、それは私もやらなくてもいいということで……、難しいね、町では考えはないということでよろしいですね。現段階でないということでとってよろしいですね。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 忠美議員の御質問で、その1期、2期、3期をどういうふうに位置づけるかだと思っています。今回造成した区域の中での我々は3期目で、ですから今造成したその次が続くという、忠美議員は隣接を造成するという意味で言っているのか、その辺の受け取り方ですが、私たちは今造成した中で余った区域を3期目として造成するという意味ですから。

今、忠美議員がおっしゃったのは、今やった造成の下のほう、手前のほうに造成するという意味ではないですか。

○議長（櫻井正人君） 要は3期目を増設するかしらないかですか。しっかりその辺が伝わるように。鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今言ったとおり、今は2期工事というのは現在の駐車場のことです。ただ、その辺もさっきから言っているとおり、数的にはいろいろこれから1種、2種の関係があ

るからちょっと数的なことまだ決まらないということだけれども、3期目というのはまるきりそれ以外のことですから、だから改めてまた土地も決まったわけでもないし、その辺については私はちょっと考える余地があると思う、町としてもその考えでよろしいですかということ聞いたんです。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 忠美議員の御質問にお答えします。

ちょっと考え方が違うんですが、今、駐車場のスペースを3期目とするのではなくて、もう3期目は売れ残ったらすぐそこに手をつける予定で準備しているという用地なんです。だから、駐車場の真ん中はそのまま。一番西側というんですかね、西側の砂利を敷いているところ、あそこは最初から区画整理する準備をしている。こっちが完売したらそっちに手をつけるという予定で最初からとっている場所なんです。

今、忠美議員が言ったような駐車場をという話になるとまた話が別になってくるので、駐車場はそのままとあえず使うと。真ん中の舗装した駐車場、あれはあのまま。それで、今言っているのは、左側の砂利を敷いたところ。あれは当初からこっちが完売したらすぐこっちに手をつけるということで用意した土地ですから、もうでき上がっているということですから、もうあの区画は造成する必要はなくて、今ある土地を利用して販売するということですから御理解をお願いしたい。

当然、例えばもっともっと欲しい方が出てきた場合、これ以上造成は非常に難しいです。これ以上の町営墓地の造成。ですから、そのとき初めて今の駐車場を例えば造成して、そして駐車スペースはまた別なところにとるかというのはこれからの話ですから、ですから当然これで終わりと言うとまた町民の皆さんは何だ、そうなるもまたそういうことが出てくるので、そうではなくて御希望の方に沿えるように担当ではそういった柔軟な姿勢であるということだけを御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今町長がお話ししましたとおり、私はそのように理解しています。ここが今砂利ですから、ここにやるということは理解して、ここをつくるということではないですから、それは知っていますから。ただ、当然ここに今度墓地をつくる、この駐車場を移動するんですよね。数にもよりますけれども、ここは今砂利になっているところを駐車場に使うことになっているんですよ。

○議長（櫻井正人君） いやいや、砂利は……（「全く使わないんですか。いや、コンクリ、砂

利ですよ、今は」の声あり）町長。

○町長（鈴木勝雄君） ですから、真ん中の舗装されたところが駐車スペースですね。仮に私が言っているのは、万一砂利のところを販売してもそれでも足りないときにどうするかと。そのときは新たに造成は非常に難しいので、その真ん中の舗装の駐車スペースを、逆にそれを最悪の場合割り返して、この駐車場をまた別にところに、館山公園の駐車場と一緒に合わせるか、そういう将来の検討。ですから、これ以上広げないという話です、造成町営墓地は。そういう意味でございますから、御理解をお願いしたい。それで、できるだけ既存の墓地の営業妨害にならないように努力します。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 町長、案内板のここに「駐車場」と書いてあるから私は駐車場と言っているんですよ、これは。「駐車場」と書いてあるから。それから、前の説明書の中でもここは駐車場という表現をしているんですよ。だから言っているのであって、私が勝手に駐車場にしているんじゃないんですよ。やっぱりこういう皆さんに渡した霊園の、この中に駐車場Pとなっているんですよ。そういうことですから。いろいろいっぱいありますけれども、一気に解決しないでしょけれども、とにかく早い時期に増設と区画、それから当たらなかった方がぜひ当たるように、ひとつ御検討をいろいろやっていただきたいと思います。

次に、参ります。次は2番目の交通安全関係ですけれども、今教育長のほうからいろいろお答えいただきましたけれども、実は学校での指導等というのは当然これはやられていると思うし、それから通学路というのは当然やっぱり安全を確認した中で指定しているということ、これも当然だと思います。

ただ、現実的にやっぱり朝に立っていると、例えば中央で立っているとき、あそこは片側が歩道になっているんですよ。例えば歩道が片側にある場合、子供たちには今どのような指導しているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えいたします。

通学路の歩行の仕方とか横断については、いろいろな状況、議員から今質問があったように、片方にしかなくてもどうしても横断しなければならないとかという形については、横断とか歩行のシミュレーションという交通安全教室の中でもやっているんですが、そういうふうな中でやはり一番大切なのは安全を確認してから横断する、歩行するというところで、今回の質問にもあったような形で突如車が突っ込んでくるとか、そういう事案もあるので、例えば信号機が青

になったからすぐ渡るではなく、必ず停車したことを確認して横断するように継続的に指導しております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 実は、多分教育委員会でも町でも知っていると思いますけれども、10月27日に中央2丁目、JAから東町のほうに行って3本目の電柱が折れたのは知っていると思いますけれども、これは朝の7時40分です。これはちょうど挨拶の日だったんですけれども、電柱が根元から折れたと。これは行くと左側。子供たちはこっちの歩道のほうを歩いていますから、子供たちにはまず事故もなかったんですけれども、その約1年前にもその隣の奥側、東町のほうがこれが根元から車がぶつかって折れているという事故がちょっと、たまたま私の町内会で2件も2年続けてそういうことが発生しておったものですから、朝にあそこに立って見ていると、子供たちによって反対側を歩いている子供もいるわけですよ。だから、そういうふうなたまたま子供がいなかったからよかった。あれが子供たちがいやいや、右側通行だよということで歩いてこられたら大変な事故に遭ったのかなという思いがしたものですから、あえて通学路についての安全性というのはどうなんですかということ質問したんですけれども、今の事故等については把握しているでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） ただいま議員が言われました事故案件については、ちょっと把握はしておりません。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 通学路については、今言ったとおり安全の確認等々をやって、もっともやり方、それから渡るときは当然安全を確認してということで当然指導をやっていると思いますけれども、それで（3）で言った地域の見守りの協力ということですが、たしか地区によっては老人クラブとかがやっているところも聞いております。ただ、その数的にはどの程度あるのかなということで、やっぱりその辺は、私は広く地域住民の協力を得るべきではないかと。例えば、一番時間的に余裕があるというのは老人クラブのほうにとかということで、行政区長さんを通してやっぱりそういう協力を求めるのも一つじゃないかと思って、この地域の協力について質問しているんですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） ただいま議員から御質問あったように、やはり学校においては地域からの御支援というものが不可欠でございまして、ただいま御質問があったような形

で地域の見守り、特に議員には利府小学校区で毎日、毎回街頭指導を御協力いただいていること、この場をもって感謝申し上げたいと思います。

それで、先ほど教育長が答弁したように、やはり地域との連携ということで各学校において例えば婦人会とか、言われたように老人クラブ、あと例えば任意的に、例えばしらかし台小学校で安全パトロール協議会を設置しようとか、その辺でいろいろな取り組みをしていただいております。それで、今後とも今言われたような形で、学校と地域がさらに連携するような形で必要なやはり安全確認する意味で見守りしていただくということは大切だと考えておりますので、進められるよう努力したいと考えております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 教育委員会としてはそういう答えになるんでしょうけれども、やっぱり事故が起きてからでは遅いものですから、やっぱり事故を未然に防ぐというのは私たちだと思うんですよ。そういう意味でやっぱり町としてももうちょっと地域の協力に対して力を入れてもよろしいかと思って質問しているんですけども、どうでしょう、町長、行政区長等々を通した中でもう少し協力的に、今、利府町ではそういう地域での協力体制は何カ所ございますか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 一応これは各学校に確認したところ、町内9校で取り組みはちょっとさまざまなんですけど、必ず特にPTAとかの連携とか、あと地域との連携ということで、ただ、取り組みは行っております。ただし、一番問題なのは、やはりその辺の状況に応じて地域の皆様の御理解のもと進めていくということが重要でございまして、そこら辺についてやっぱり学校と地域の連携を深めるような形で取り組むよう委員会としては指導しておりますので、これを強制的というわけではありませんが、地域の御理解のもと支援をしていただければと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 当然そうだと思うんですね。強制的ということではありませんで、やっぱりその協力を求めるにしてももう少し力の入れ方があってもよろしいんじゃないかなと。やっぱり子供たちの交通安全問題、それからいろいろな何ですか、ストーカーみたいなこともあるし、実際、家の近くの子供が夕方帰ってくると家の孫が送られてくるんですよ。帰り今度帰っていったら、白寿殿ちょっと曲がったところから変な人がついてくると、私は3回ばかり送っていきました。それで、きょうはいない、きょうはいないということで、どんな方と言うと、

薄暗いからわからないということでありましたけれども、やっぱりそういうこともあるので、ただ、この見守り協力隊についても、じゃあ四六時中やれということはこれは無理なことでありまして、地区によっては何曜日にやっているとか、あるいは時間帯を決めてということで、やっぱりそういうことでもうちょっと強制に至らなくても地域の協力を仰ぐように町としてもやっぱりお声がけすべきと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） やはり今回の交通安全にも関しますけれども、最近でいきますと、さっき言われたように不審者とか、そういうふうな形で地域の見守りというのは必要不可欠と考えております。

それで、教育委員会としてもそういう近隣の事案なり、例えば町内で発生した事案は速やかに学校のほうに連絡というか通知しまして、あと保護者のほうにも連絡するような形で情報の提供と、あと関係機関のほうにこういう事案が発生しているということで、町長部局、安全担当とも連携も図りながら、そういうふうな形で情報の共有を図っております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 今スクールガードリーダーの方ですか、あの方は一生懸命やっていますよね。もう見回りをやっています。本当に御苦労さんだと思います。だけど、やっぱりあれは大体各学校1名ぐらいですか、今スクールガードの依頼というのは。例えば予算からいってもそんな程度ですよ。学校単位で1名ですか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） スクールガードリーダーは現在3名ということで、各中学校区に1名ということで、中学校区ということですから小学校2校の分も合わせた形で担当いただいています。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） それで、地域の協力を求めるのが厳しいというのだったら、今後やっぱりそういう今お話ししたスクールガードリーダーのもう少し人数を……、どうしたの、いいんでしょう。

○議長（櫻井正人君） 続けて結構です。

○10番（鈴木忠美君） スクールガードリーダーを今後やっぱり多く持つことも一つじゃないかなと思います。やっぱり地域の方に協力を求めるにしても限度があるというなら、やっぱり何

らかの形でそういう措置もして行って子供たちを守るというのが大切だと思いますけれども、今後についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） そのような今後の体制についてちょっと検討させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 時間がないようです。第3問に参ります。

それで、これは警察署との協議、その後についてということでもいろいろ御回答をいただきました。それで、ちょっと私がわからなかったのは、（1）のスクールゾーンの通行許可証というのは、これは申請の代理人でいいということ、私はちょっとこれ、どうなんでしょう、代理人で、やっぱり警察の回答はこれでよかったんですか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

警察のほうで確認しましたところ、代理人でも、直接窓口に来ていただけるものでしたら対応しているという状況のようでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 警察がそう言ったんだからそれ以上のことは言えないんでしょうけれども、ただ、やっぱり普通考えてみると、申請も、交付受領については代理人というのはある程度わかると思うんですけれども、やっぱりこの辺もどう、課長の考えでどう、警察が決めているんだからそれをどうこうと聞くのは無理だよね、それはね。ただ、やっぱり普通は申請は本人が行っても受領ぐらいいは、前に私が質問したのは、例えば利府は派出所だったのが交番に格上げになったんですから、交番でその受領を受け取ることができないでしょうかということ私に前に質問したことがあったんですよ。それに対して警察と協議するというお答えだったんですけれども、これはあくまでも警察署もしくは郵送ということですか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

以前の質問の中で取り上げられておりました交番で事務処理できないのかのお話なんですけれども、こちらにつきましても警察署のほうに確認しましたところ、全県下の部分の対応の話になるということで、利府町なり塩釜署管内の問題だけでなく、全県下、警察としてはそのような対応をしていきたいというお話でございました。

また、郵送の取り扱いについては行っていないというお話を再度確認しているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 確かに宮城県はそういう12月4日の河北新報にも載っていて、ちょっとこれと違うんですけども、運転免許証の交付ということで、例えば秋田で来年1月から大館と湯沢でですか、日曜日に運転免許証を交付するという、いろいろあるんですよ。秋田の場合、免許センターに行かなくても今度警察署で、湯沢と大館はそういうことを取り入れたと。これは国内で初めてだということだけれども、やっぱりきっかけというのはどこかでやらないと、これは出てこないんですよ。例えば課長に言うのも利府できっかけをつくるのかと言われるかもしれないけれども、やっぱり警察は決まり切ったことだけを言うものだから、やっぱりほかの事例も挙げた中で、宮城県だけがこういう方向ということができないのということで、やっぱりそういう取り組みが必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

先ほどの窓口対応の部分につきましては、各市町村等の意見等も参考にしながら、機会あるごとに警察署との情報交換に努めていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） じゃあ、次のキャロット館前と役場庁舎裏ということで、キャロット館前については、前にお話ししたときは確かに町長からあそこはもう埋設物があって、それから土地の問題があって、膨大なあれになるんでできないんだということで、じゃあとにかく今の感応式の見直しをちょっと検討する、時差式にということで警察と協議、検討していくということだったんですが、その辺のお答えが、例えば信号機が今あそこにあるんですから、その中の感応式に変えるのもいろいろなシステムの関係とかということでお金はかかると思うけれども、まるっきりの信号機設置ではないのでやっぱりその辺も含めた中での聞き方、警察署との打ち合わせの仕方、進め方とかがその後どうなっているかをお聞きします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

当箇所の信号機設置等の要望等につきましても、警察署のほうへ相談申し上げながらこれまでもいろいろと町としての対応等についても検討してきております。そうした中で警察署ではいろいろ警察署での考え方が示されている中で、町でもその辺を何とか理解いただけるように、

その辺の要望等についても行ってきておりますので、引き続きその辺につきましても町の状況等、詳細なりそういった部分につきまして状況を伝えながら、何とか設置していただけるように要望をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 先ほどの答弁の中で県内から多くの要望があり優先順位だということで、これはもう十分に承知しているつもりでございます。ただ、やっぱり役場裏の丁字路については、新たに信号を設置したらそれらの金もかかるということがありますけれども、少なくともキャロット館前の交差点、それから月見ヶ丘、信号があるものを直すだけというのは、やっぱりもうちょっと町としても事故を未然に防ぐためにも、野中、月見ヶ丘は押しボタン式なんですよ。あれを感应式にするとか、それからキャロット館前は今の感应式を時差式にして流れをよくするとか、やっぱりそういうことをやっていく。新たな信号の設置ではないんですよ。そうでないと、検討、検討、協議事項ということになると、どうなっているんでしょうということになるので、やっぱりもう少しその辺は警察との詰め方というのを、少なくともこういう形に変えるだけにはできないのということで再度今後協議を続けていただけるかお伺いします。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

忠美議員からは、過去におきましても、これまでいろいろ信号機の状況等について随時報告を受けておまして、これまでもJA仙台利府店前の信号機の状況についても故障ではないかというふうな情報提供をいただきまして、そちらにつきましてもこれまで町で確認をし、その内容等について交番に情報提供し、交番では警察署へということで、その辺の部分につきまして警察署のほうでもこれまで信号機の故障的な部分について確認をして、正規の交通稼働が行えるように交通安全、歩行者の安全確保の部分についてこれまでも取り組んでいただいている箇所等もございますので、そうした信号機の改善、改良等につきましても今後引き続き要望していきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（櫻井正人君） 鈴木忠美君。

○10番（鈴木忠美君） 信号機の設置というのはやっぱり事故を未然に防ぐ、交通の流れをよくするというので、起きてからの設置では意味がないので、ぜひ警察署とのこれからの打ち合わせの中でも1基でもできるようにひとつ取り組んでいただけるように。

以上で質問を終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で10番 鈴木忠美君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

午後0時12分 休 憩

午後1時07分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、14番 遠藤紀子君の一般質問の発言を許します。遠藤紀子君。

〔14番 遠藤紀子君 登壇〕

○14番（遠藤紀子君） 14番、遠藤紀子でございます。

このたびの一般質問で私は3点について通告申し上げました。通告順に質問をしてみたいので、どうぞよろしく願いいたします。

1番、生活相談への対応。

2012年に子供の貧困率が13.6%、6人に1人の子供が平均所得の半分以下の世帯で暮らしているという厚生労働省の発表は大きな波紋を呼びました。さらに2014年、国民生活基礎調査では、高齢者に比べ子育て世代が経済的に苦しいという世代間格差が浮き彫りになりました。貧困の問題は連日マスコミで取り上げられ、特に子供の食や教育の問題も深刻さを増しております。

町の生活保護受給世帯は40世帯を超えていると聞きます。生活に困窮し、セーフティネットである生活保護を申請せざるを得ない状況になってもすぐに受給されるわけではありません。相談が第一歩であります。その後、厳格な審査を受け、条件が合って初めて生活保護を受けることができます。本当に生活に行き詰まった人を救うための手だてについて、町の取り組みを伺います。

（1）生活相談は保健福祉課の福祉班か社会福祉協議会が窓口になると思います。問い合わせの状況はどうでしょうか。

（2）生活保護は申請の後、各種の調査を受け、14日から30日で判断が示されます。やっとの思いで相談に訪れる人にとりあえずの食料を渡すフードバンクの協力を求める方策は考えられないのか、伺います。

（3）本年9月議会で西澤議員より食品ロスの解消のために、町の災害用備蓄品をフードバンクに提供できないかと質問が出ました。消費期限が切れるまで備蓄するとの回答がありましたが、有効活用の観点から再考してはどうでしょうか。

2点目です。避難準備情報の見直しについて。

本年8月30日の台風10号は、県北や岩手県に大きな被害をもたらしました。町に大きな被害は出ませんでした。前日から非常に強い雨と風を警戒する気象情報が流れ、町民に緊張が走りました。当日は朝から避難準備情報が出され、防災行政無線や広報車で呼びかけが行われました。町民の緊急時の避難について伺います。

（1）2005年に新設された避難準備情報という内容を町民はどの程度理解したと考えるのでしょうか。

（2）今後この情報は見直しをされるようであります。既に使わないことを決めた群馬県高崎市などの自治体もあります。高齢者や体の不自由な人は確かに早目の避難が必要であります。役場庁舎や町の総合体育館に無理をして行く前に、支援や相談の窓口として地域の集会所を利用できないのか伺います。

3点目です。高齢者の運転免許証返納を促すための公共交通対策について。

高齢ドライバーによる悲惨な事故が連日起きております。来年、国は改正道路交通法の中に認知症ドライバーの対応を入れるようであります。認知症に限らず高齢者の運転は危険の度合いが高くなります。しかし、公共交通の問題から免許証の返納をちゅうちょしている人が多いと思います。買い物、病院通いと高齢者の単身世帯や二人暮らしの世帯は車が手放せません。町は一刻も早く免許証返納への努力をするべきであると思います。

（1）病院や商店の集中する地域への町民バスの利便性を考える必要があると思いますが、どうでしょうか。

（2）民間バス100円チケットサービス事業は、車を持たない高齢者に好評であります。外出の機会もふえたと言います。しかし、民間バスの路線のない地域はこのサービスの恩恵にあずかっておりません。免許証を返納したいこの地域の人から、このチケットをタクシーでも使えるようにできないかという声があります。当局の考えを伺います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局、答弁願います。

1、生活相談への対応、2、避難準備情報の見直し、3、高齢者の運転免許証返納を促すための公共交通対策について、いずれも町長。

○町長（鈴木勝雄君） 14番 遠藤紀子議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の生活相談への対応についてでございますが、（1）の問い合わせ状況についてであります。社会福祉協議会では平成27年度16件、ことしの11月末現在で18件の受け付けとな

っております。また、保健福祉課では平成27年度55件、ことし11月末現在では23件の受け付けとなっております。

次に、（2）のフードバンクの協力を求める方策についてであります。現在、生活困窮対策として緊急時の食糧支援も含め、衣食住や健康などの生活相談あるいは就労相談等につきましては、宮城県南部自立相談支援センターと連携を図りながら対応しているところであります。この宮城県南部自立相談支援センターでは、県から委託を受け、相談内容に応じた総合的支援を行っておりますので、今後も連携を図りながら適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

（3）の防災用備蓄品のフードバンクへの提供についてであります。災害用備蓄食品は災害時において物資の調達や輸送が平常時のように実施できない状況に鑑み、賞味期限が切れるまで一日でも長く備蓄しておくことが災害に対する備えとして重要であると考えております。

このようなことから、備蓄食品のフードバンクへの提供につきましては、さきの9月定例会の一般質問で西澤議員に御答弁申し上げましたとおり、今後の課題の一つとして検討していきたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

大きな2番の避難準備情報の見直しについてであります。この避難準備情報に対する町民の理解度についてであります。この情報につきましては人的被害が発生する災害の可能性のある場合に、障害をお持ちの方やお年寄りなど、いわゆる災害時要援護者の方々に対して早期の避難を呼びかけるとともに、その他の方々に対しても避難の準備を促すものであり、その定義や名称は内閣府において定められております。本町におきましても、ことしの8月30日の台風10号、9月8日の温帯低気圧による大雨の際に発令しております。

この避難準備情報に対する町民の皆様の理解度につきましては、近年、頻発する全国各地での自然災害の際、広く報道されていることから、ある程度は浸透しているものと考えております。なお、現在、国では名称等の見直しに向けた取り組みを進めておりますが、今後、国の動向を注視して、新たな情報が示された場合には住民の方々に理解していただけるような周知に努めてまいりたいと考えております。

（2）の高齢者の地域の集会所の利用についてであります。避難準備情報を発令した際には、町で準備する避難所として町民交流館や総合体育館などを開設しておりますが、それにあわせて各地区の自主防災組織が自発的に地区の集会所を避難所として開設して、地域住民の安全確保に当たっていただいているところであります。

このようなことから、今後も防災の基本でありますみずからの身の安全はみずからが守ると

いう自助の意識を持っていただけるような啓発活動、あるいは各自主防災組織による共助がさらに推し進められるように支援するなど、災害に強くて安心して暮らせる防災行政に取り組んでまいりたいと考えております。

第3点目の高齢者の運転免許証返納を促すための公共交通対策についてであります。、(1)の病院や商店の集中する地域への町民バスの利便性についてであります。、町民バスはミヤコーバスなどの公共交通機関が運行されていない地域の利便性を図ることを目的に、駅や役場、病院等の主要施設に乗り入れをしているところであります。さらに、駅や役場等を拠点として町民バスの東部路線と西部路線との乗り継ぎやミヤコーバスから町民バスに乗りかえることで病院等にも行けることが可能な運行ダイヤも一部編成して、利便性の向上に努めているところであります。

しかし、さらなる運行本数の増便やルートの変更などについては、運行ダイヤの編成上、かなりこれは難しい状況になってきております。現在、町民バス利用者の利便性のさらなる向上を図るために、路線再編に向けた検討を行っているところであります。、御理解をお願いしたいと思います。

(2)の民間バス100円チケットサービス事業についてであります。、議員御承知のとおり、この事業はミヤコーバスを利用する高齢者の方や障害をお持ちの方など、日常生活を支援して福祉の増進やバス利用の促進を図ることを目的といたしまして、運賃の一部を助成しているところであります。

また、町では、高齢者の運転免許証返納促進のために、運転免許証を返納された方々に対しまして町民バスが1年間、10割減免となる支援策を実施しているところであります。議員御指摘のように、ミヤコーバス路線のない地域では利用することはできませんが、町民バスが運行している地域にあっては、さきに答弁したとおり病院等の主要施設のミヤコーバスとは別料金となりますが、町民バスに運賃100円で乗車することができます。

このようなことから、100円チケットサービスをタクシーに導入することについては今のところ考えておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） それでは、1問目から再質問させていただきます。

生活相談への問い合わせ状況を一覧表でいただきました。平成27年度は、社会福祉協議会が16件、保健福祉課への相談件数は55件とございました。この中で平成27年度ですけれども、生

活保護に結びついた件数はお答えいただけますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 遠藤議員の再質問にお答えいたします。

平成27年度に実際に生活保護の認定に至った件数でございますが、相談件数のあった世帯のうち4世帯となっているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） この70件近くの相談の中から4件が生活保護に至ったという話ですが、今までも生活保護を引き続き受けられる方もいらっしゃると思いますので、今の現状で利府町での生活保護世帯というのは大体50件弱ぐらいと思ってよろしいのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

平成28年11月末現在の利府町の保護世帯数につきましては、82世帯となっているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 私の認識と随分違って、多くなっているのびびっくりいたしました。たしか一度47件というようなお答えをいただいたことがございましたので、そんな認識でおりました。このようにやはり年々生活困窮に至る家庭がこの利府町でも、人口の増加ともあわせてですけれども、だんだん多くなっていることだと思います。

現在、仙台市の路上生活者がもう100人を超えているという統計が出ておりますし、それから塩竈市でも四、五人の路上生活者がいる。それから、あと車上での生活、車で生活している方も出てきているというお話を伺いました。こういった点からもこの貧困の問題、生活困窮者の問題は年々大きくなっていくんだと思います。

そして、まずは生活に困窮して相談をするという相談に伺う勇気というのがまず必要なんですけれども、この相談の対応に対して社会福祉協議会では生活相談員さんが対応すると思うんですが、毎週火曜日10時から3時までで生活相談員さんが対応ということで間違いないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

相談につきましては、毎月第4の火曜日に生活相談員ということで民生委員、人権擁護委員あるいは生活相談員、身障の相談員等が社会福祉協議会の相談日に生活相談ということで相談

を受け付けているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 失礼いたしました。私、間違えました。毎月火曜日ですね。月1回、10時から3時までということで、正直なところ、時間的なものも10時から3時までですし、月1回。あと保健福祉課のほうでも対応して下さるということで、出向くなり電話相談なりで受け付けて下さると思いますが、そのほか民生委員さんがじかに、困っていらっしゃる方がいるのではないかとということで保健福祉課のほうに上がることもあるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） 実際の生活相談につきましては、社会福祉協議会でやっております生活相談、あるいは町の保健福祉課の窓口のほうに直接いらっしゃる方もいらっしゃいます。そのほか、地域にお住まいの方で民生委員さんの方を頼って、民生委員さんの方が相談を受け付けて民生委員さんのほうが役場のほうにいらっしゃる、あるいは民生委員さんが地域でお困りの方なんかを見かけたら町のほうに相談にいらっしゃるといようなケースもございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） いろいろなセーフティーネットを広げていくということがとても大切なことだと思いますし、先日の新聞報道では「セルフネグレクト」という言葉が出ておりました。「ネグレクト」というのは、育児放棄ですとか、あるいは保護しなければならない家族の日常生活を放棄してしまうというような「ネグレクト」という意味がありますけれども、自分自身が生活困窮に陥っても声を上げず、それから助ける人が出てきても断ってしまって、みずから餓死のような状態で亡くなってしまうような、こういった外部からの援助も拒否してしまって家庭崩壊してしまうというような「セルフネグレクト」という新しい言葉も聞くようになりました。

このように、やはり生活困窮をしても相談になかなか伺ったり、出向いたり、人に相談したりということが、声を上げられないという方も多いと思います。美里町では何でも相談の「ほっとダイヤル」というものを開設しているようですが、御存じでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

ただいま御質問の「ほっとダイヤル」でございますが、美里町社会福祉協議会におきましてやっている事業となっております。電話による相談ということで社会福祉協議会の職員あ

るいは民生委員等が常時相談に応じている事業があるということは伺っているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 美里町では、今課長から答弁がございましたように、年中無休で7時から8時までこの「ほっとダイヤル」というものを開設しているようです。ですから、声を上げにくい、相談もしづらいという人を救うためには、利府町もこういった仕組みも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

確かに美里町さんのやっているような事業の有効性というのものもあるかなというふうには考えております。本日お手元に配付させていただいた資料のほうにもございますように、社会福祉協議会の相談につきましては十数件ということで、ほぼ毎年同じような相談件数になっているところでございます。以前は月2回やっていたときもあったんですが、やはり年々相談に訪れる方の状況が変わっていったとか、そういったさまざまな条件がございまして、今は月1回という形の相談になっております。

これらにつきましては、やはり利府町の立地条件といえますか、そういうこともございまして、相談機関が近郊に大変たくさんあるということで、ある程度専門性を持った相談機関があることから、そういった相談についてはそういった専門の相談機関等を利用されている方もいらっしゃるということで、利府町の相談にいらっしゃる方については本当に身近な相談が必要な方ということで、ある程度相談者の方の選定もされてきているのかなというふうには考えております。

利府町のほうで実施してはどうかということなんですが、そういったところから利府町でのその相談の本来の必要性があるのかどうか、そういったことをやはり検証した上で考えるべき事業ではないかなというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 生活困窮に限らずいろいろ困ったこと、DVの相談であるとか、いろいろなやっぱり相談事業というのは人命を救うために何よりも大切なことだと思います。ですから、町としてもこういった美里町の「ほっとダイヤル」的なものも、夜勤めている方でも利用できるわけですから、その辺もぜひ一度組上にのせていただきたいと思います。

（2）番のフードバンクの協力ですけれども、これも私は以前、平成26年の9月定例会でも

質問の中でお出しいたしました。相談に伺った方が、やっとの思いで伺っても生活保護に至るまでは2週間から1カ月近くの間がかかりますし、とりあえずはほかのところでやっているのでは、とりあえずはある程度の食料を相談に見えた方に、ともかく受ける、受けられないは別にして、食べ物で元気を出してちょうだいというような意味で相談者にそういった食料をお渡ししているということがありました。その9月定例会でそのことを私も一般質問の中で提案いたしました。その9月定例会でそのことを私も一般質問の中で提案いたしましたが、情報を収集して調査研究していくというようなお答えがありました。その後、調査研究はなされたのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

フードバンクにつきましては、さきの定例会でもお答えしておりますとおり、県内で幾つかの自治体、主に実施しているのは社会福祉協議会のようなのですが、みやぎ生協さんが実施しているところが多いものですから、そういったところと連携をとりながらやっているということは伺っているところでございます。

私どものほうといたしましても、町の社会福祉協議会にそういったことについての情報収集をお願いしております。実施している市町村から情報は聞いているというふうには伺っているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 現在では町内16の社会福祉協議会が協定を結んでおります。これはもうどんどん広まってまいりまして、新聞報道でもそういった協定を結んだ町の記事が大分出ております。やはりこのごろもちろんみやぎ生協が実施しているんですけども、食料品のみならず生活用品ですね、例えば紙おむつですとかトイレットペーパーですとか、そういったものまで扱うようになってまいりました。そういった面からも、やはり当座のものはこれでというような形でせっぱ詰まった方に差し上げるのは私は非常によい方向だと思いますし、国もこのフードバンクというものを後押ししております。ぜひ町でも考えていただきたいですし、町の社会福祉協議会にも私もたびたびいろいろなお話を持っていくんですが、全然動いてくださらないのが実情ではないかなと思っております。

河北新報にずっと連載されておりました「護られなかった者たちへ」という小説がございまして、お読みになっているかと思っておりますけれども、結局は生活保護を申請したけれども、親戚がいるじゃないかということで、塩釜保健所の名前が出ておまして非常にちょっとショッキングな小説だったんですけども、そこで断られてしまって最後はティッシュペーパーまで食

べるような生活をして亡くなってしまった人の話、いろいろ事件性のある話なんですけれども、そのような小説が出ておりました。もちろん小説の世界ですけれども、やはり生活を守るためには食というものが大事でございます。ぜひこのフードバンクの協力ということをもう一度考えていただきたいと思いますし、答弁の中で南部自立相談支援センターと連携しているということで「食料支援も含め」とございましたが、ここで食料支援というものを生活困窮者に対していただけるような仕組みがあるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（菅井百合子君） お答えいたします。

御質問の南部自立相談支援センターにつきましては、福祉事務所を単位として設定されておりまして、利府町の担当につきましては塩竈市に南部自立相談支援センターが設置されております。利府町のほうに直接生活保護の相談等にいらっしゃった方につきましては、町のほうでも相談をさせていただくんですが、やはり国のほうでも掲げておりますように、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化ということを今、国で掲げ取り組んでいるところでございます。そういったところで南部自立相談支援センターが設置されておりますので、若年の方、そういった65歳未満でまだまだ就労が可能な方につきましては、就労支援であったり、そのほか御質問のありました食料支援という形で実際に当面食べるものがない方に大体約1週間分というふうにお伺いしていますが、1週間程度の食料をお渡しして、その間就職の相談をしたりとか自立の道を、一緒にプランをつくりながら自立を促進していくというふうな形のものをやっていますので、食料だけに限らず住むところ、あるいは衣食住ということで掲げておりますので、そういったところは南部自立相談支援センターのほうで支援をしているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） この自立相談支援センター、塩竈市というお話でした。利府町でまずは第一歩を踏み出した方には、やはり子供さんのいる方にはお菓子だとか、そういったものを買う余裕はないので、フードバンクからの食料の中にお菓子が入っていて子供が喜んだとか、あるいはお米が助かったとかという話も聞きます。ぜひ今後ともほかの提携を結んでいる17の市や町がございましたので、そこら辺もぜひ研究をして、前向きにこれからフードバンクとの連携を考えていただきたいと思います。

3点目のこれもフードバンクですけれども、前回の西澤議員への説明も、今回の町長の答弁からも、賞味期限のぎりぎりのその日まで備蓄しておきますというお答えでした。では、その

賞味期限の切れた次の日からはその備蓄品はどうするのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

災害用備蓄品の賞味期限の切れたものの取り扱いにつきましては、一般廃棄物として処理する状況になっております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 前回の西澤議員も食品ロスの点から備蓄品を有効に活用してはどうかという質問だったと思います。破棄するという事は非常にそれに相反していることだと思いませんか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

災害用の備蓄食料品につきましては、万が一災害が発生した場合の避難者等の大切な生きるための食事ということになりますので、そういった部分につきましては、さきの西澤議員の一般質問にございました「もったいないな」の部分の精神とまた違った側面でのものとして捉えているところです。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） どうも議論がかみ合いませんが、備蓄食料を有効活用するのに、せんだっても富谷市がフードバンクと協定を結んで備蓄食品の1カ月前ぐらいですか、有効期限の1カ月前ぐらいのものを無償提供しましたという記事が大きく載っておりました。多分、備蓄品というのは大体1カ月か2カ月前ぐらいにかえるのが常識だと私は思っておりますが、間違っていますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

町の備蓄用食品という部分の今の状況なんですけれども、避難所が47カ所、今のところ想定されております。その中で1人当たり1日3食の3日分を保存する計画で今捉えております。そうした中で、町で今現在、災害用備蓄食料品という食数がそちらの計画食数にまだ達していない状況ということで、その辺の部分の状況を踏まえた中での今後の検討課題ということで捉えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 今後の検討課題に加えるということでしたので、無駄にならない供給の

仕方というものもひとつ考えていただきたいと思いますし、富谷市のフードバンク等の協定でその備蓄品を出すということが大きな記事に出ておりましたけれども、そのほか七十七銀行が全支店から備蓄品の賞味期限が1カ月ぐらい前になったものを全部提供したようですし、東北大学も始めましたし、それからJRさん、どんどんこういった大きな企業も備蓄品を無駄にしないようにということで提携を結んでいるようでございます。

フードバンクに聞きましたら、いただいたものは全部無駄にしないで、もうこのごろは東北6県に配っているそうですので、ぜひ自治体の大きな備蓄品も活用させていただけたらありがたいというお話でした。どんどんこの活動が広まっておりますので、ひとつ町としてもお考え願えないか、もう一度伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

災害用の備蓄食料品につきましては、まずもって本町の場合、充実が最優先ではないかなというふうに考えております。そうした中で、当然先ほど言いました目標食数の確保が達成した折には、そういったことでは余裕のある災害備蓄用の有効利用に結びつけていけるのではないかなということも含めて、今後検討の課題ということで考えている状況でございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 今の時代は、賞味期限が1日でも切れたものは今の方たちは一切手をつけないような時代でございます。ぜひ廃棄するような無駄なことはないように今後考えていただきたいと思います。

質問事項の2点目に入りますが、この避難準備情報というものが出されましたとき、正直私もよく存じませんでした。避難には避難準備情報から避難勧告、避難指示ですか、という3点があると思いますけれども、高齢者や体の不自由な方はまず早目に避難の準備あるいは避難をしてくださいということで、8月30日も非常に防災無線から流れまして、高齢者の方たちも戸惑いました。あの台風の時も危険であるという地域は多分、浜田や須賀の地域とか、あるいは川が近くにあるところ、あるいは土砂崩れが以前起きたような場所というようなところぐらいだとは思いますが、あれだけ全町で広報車が回り、防災無線から流れ、みんな大騒ぎをしたわけですが、結局は総合体育館はたしか避難者はゼロだったと思いますが、役場庁舎のほうへは何人か避難されたと思います。団地のほうからの避難者もいたと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

台風10号に伴います避難所開設箇所につきましては、先ほど遠藤議員からお話のありました浜田・須賀地区または赤沼公民館、あと利府町役場等を開設しております。そうした中で利府町役場のほうへは当時最大で7名の方々が避難しておりました。その中で団地からお越しいただいた方々につきましては、青山団地から1名、また神谷沢団地から1名という内容で町のほうでは把握しているところです。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 青山から避難した方は高齢者のひとり暮らしでございます。神谷沢もそういう方でしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

神谷沢団地から避難されている方々の年齢等につきましては、ちょっとまだその辺についての状況等については把握しておりません。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 団地のほうからの避難というのは、危険であるとかよりも、心細いとか、ひとり暮らし、多分高齢者のひとり暮らしの方は非常に家にひとりであるのが怖いとかという方が多分避難というものを考えるんだと思います。あのときは結構風が強いという警報でしたので、逆に高齢者の方たちは強い風の中、避難していくのは、特に車を持ってらっしゃらない高齢者の場合は避難というのは大変だろうと思ひまして、この名称は余り評判がよくなくて改める方向にいくようでございますけれども、そういった不安を解消するにはやはり、（2）に入りますけれども、地域の集会所ですね、ここは多分、地域の集会所というのは避難所でもありますよね。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） 避難所につきましては、各施設等47カ所ございますが、青山団地につきましては第1、第2集会所のほかに青山小学校等を避難所として指定している状況です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） （2）で町長からも答弁がございましたけれども、自発的に地区の集会所を避難所として開設しているという答弁がございましたけれども、あのときはうちの個人的な話ですけれども、青山では一切集会所では何も動きは起きなかったものですから、前回のそ

の8月30日で何カ所か集会所で避難所的なものを開いたという情報も入っておりますけれども、この辺はどのような状況でしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

自主防災組織の活動によります避難所開設等に当たりましては、野中二部自主防災組織、または森郷共栄生産森林組合事務所を避難所といたしました東町自主防災組織、また皆の丘と、ほかに青葉台の1・2・3集会所等において避難所開設をしたという情報が寄せられております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 非常に町内会で活発に開設して下さったところがあるということをお聞きしまして、これは大事なことだなと思いました。高齢者の方を助けるには、ともかくはその避難所で相談なり支援の手を差し伸べてほしいというお願いに伺うにしても、集会所というのは一番身近で歩いて行ける場所です。今のお話の中でも新興住宅の青葉台とか皆の丘でも開いて下さったようですし、これを徹底していただきたいと思うんですね。自主防災組織による共助を支援していくという答弁でございました。ここを支援していくということをぜひ強調して、各行政区長さんにも、もちろん各地区には防災リーダーももう随分たくさんの方ができていると思います。昼間であろうと夜であろうと、女性の防災リーダーも結構生まれておりますし、防災リーダーと行政区長とでも中心になって各集会所イコール避難所ということで、そこを相談窓口として開いてくださいと町としてぜひお願いをしてほしいんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

これまで町におきましては、ただいま遠藤議員からお話がありましたように、自主防災組織に対する地域防災リーダー等の育成に当たってきております。こうした方々におきましては、町の指導員が防災訓練時等においていろいろと指導、あと講演等を行ってきておきまして、その中では一番特に災害時に重要とされております住民みずからがみずからの身を自分たちで守ると、そういった自主的な取り組み、そこから共助という流れになっていくということで、その部分につきましては重点的に指導なり、あと講演等においてお話をできておりますので、あくまでも自主防災組織の取り組みにつきましては、町が主導的な立場ではなくて、あくまでも自主防災組織の中で自分たちがみずから自分たちの意思に基づいてその辺の活動に

当たっていくような取り組みをしていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） もちろん自主でございますから、自分たちがおのずからやらなければいけないんですけれども、やはりその地域により温度差があるわけです。ですから、やはり町が音頭をとっていただくという必要を私は感じております。義務というような形ではできないかもしれませんが、こういった野中とか森郷とか東町、皆の丘などが8月30日のときはこうしましたというようなものを行政区長会でぜひ広めていただいて、高齢者が町役場や総合体育館に避難することは逆に危険であるので、とりあえずは自分の地域でそういったものを開設してくださいというようなお話をすることは、私は町にとって高齢者にとっても幸せなことで、町もこの自主防災組織をきちんと組織化するためにも必要なことだと思います。ぜひ行政区長会を通じまして、こういったときの避難情報ということを徹底させる意味においてもぜひお口添え願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

避難準備情報等からかなり遠い話の部分になってきているのかなと思いますが、あその部分につきましては地域間の情報の共有ということも一つの災害に対する備えとしては重要な部分ということになると思いますので、そういった行政区長会なりへの情報提供、機会あるごとにそういった部分につきましては情報の整理をさせていただいて提供に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） これから内閣府でも検討して新しい名前にするような記事が載っておりました。こういった避難情報を、もちろんこの避難準備情報というのはほとんどの方が知らなかったというような調査結果も出ておりました。今度新しく避難準備・高齢者避難開始とか、そんなような名前が出るようではございますけれども、ぜひ避難のこの情報、勧告ですとか指示ですとか、そういったものをもう一度改めてしっかりと町民に知らせていただくような、広報を通じてですとか、あるいは各地域における何かしらの方法で、回覧なりできちんと改めてこの情報というものの段階をしっかりと理解していただくようなものを出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

そうした避難準備情報等の字句の部分につきましては、これまでも各地区におきまして、自主防災組織の災害訓練時におきまして指導員が出向いてそうした内容にこれまでも取り組んできております。

そうした中で、今回の台風10号では岩手県において大きな被害が出た高齢者施設での10人ほどの死者の情報がなかったということから、国のほうで今回、避難準備情報の名称の変更を検討しますよという流れができ上がったようでございます。そうした中では、ただいま遠藤議員からお話がありましたように、ある程度の整理が整ったようでございまして、避難時準備情報の高齢者避難開始というふうな情報も入ってきておりますので、そうした字句の名称等につきましても誤解が今後生じないよう、住民のほうへ機会あるごとに周知等の活動に取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） それでは、質問の3点目に入りたいと思います。

運転免許証返納ということは、私が議員になりまして早々の平成20年の6月議会でもこのことについて質問申し上げました。そのころは盛んに運転免許証返納というものがはやっているというのは変ですけども、新聞報道で大分なされまして、返納に伴っていろいろなタクシー券ですとか、あるいは商店で何割引きのサービスが受けられるとか、そういったものが盛んに行われていた時期でした。そして、最近では高齢者による運転による事故というものが多発して、また8年たちましてもますます高齢者の運転する方がふえておりますし、要は公共交通が整っていないから運転免許証が手放せないのだというのは、これは利府町だけの問題ではありません。全国、特に都会以外のところでは車を運転するというのは本当に生活そのものであると思います。高齢者は本当に病院に通う方や買い物ということでどうしても手放せない、80歳以上で車を運転していらっしゃる方も非常に多くいらっしゃいます。

町民バスが大分、平成26年ごろでしょうか、もう1ルートふえるというふうなお話がございましたが、その後鳴りを潜めているんですが、もう1ルートふえるというふうなお話、その後はどうなっておりますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

もう1路線ふえるというふうなお話があったというふうなことでございますが、多分その話につきましては、ミヤコーさんのほうから赤沼葉山線の乗降客数がちょっと思わしくないのと乗務員数が減ってきているというふうなところでそういうふうな話が出てきたのかなと思って

います。

しかしながら、現在は赤沼葉山線はまだ運行しておりますので、ちょっとその辺についてはまだ町民バスを導入するまでには至っていないのかなといったところでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） ぜひ町民バス、今2路線ですけれども、何度も何度も私も議会で町民バスの路線を見直してほしいとか出しておりましたけれども、やはり西部地区のですか、町民バスを利用する方も多いですけれども、例えば神谷沢の地区にいらっしゃる方などは病院に行ったりあるいは役場庁舎に行くときも町民バスを利用すると、非常に30分近く、神谷沢から出発してずっと経路を通りまして団地の仙塩病院の上まで上ってまたおりにて役場庁舎に行くわけです。この30分、40分かかるルートに乗らなければならないので、非常に便数も少ないですし、非常に不便ですというお話も伺います。ですから、もう改めてもう一度この運行形態、中心部に来られるような町民バスの運行というものを考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

これまでもお話ししてきておりますように、現在2路線というふうなところで運行しております。大分、西部路線なんかですと距離も長くなってきておる部分もありますし、本数を走らせるために過密ダイヤというふうな課題なんかも出てきている部分もございますので、これまでも申し上げているように今後路線バスの編成も当然考えなければいけないというふうなことでございますので、利府町の交通計画なんかを作成しながら少し持続ある公共交通というものを考えていかなければいけないのかなとは思っております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） （2）のバスの100円チケットの件ですけれども、本当にバス100円チケットが始まりまして、私は車を運転できないものですからいつも路線バスを利用しております。あの券を出してお乗りになる高齢者の姿が随分多く見られますし、毎日病院にあの券を使って乗っていらっしゃる方もいらっしゃいます。1カ月10枚見当で120枚を1年間にいただけるということで、これですと1万2,000円分の補助になることになりますけれども、私がこの質問を出したのは、先ほども申しましたように神谷沢のほうの方たちは路線バスが走っていないので、免許証も返納をそろそろしたいのだけれども、この100円チケットを例えば2枚でも3枚でいいからタクシーでも使えるようにしてもらえたらどうかというようなお話がありました。

確かに1万2,000円の補助を受けている方と、町民バスが100円とはいえ、この比較的不便な町民バスを利用せよという地域の方とでは随分差があるのではないかなと思ひまして、このバス100円チケットをタクシーでも使えるというようなことに変更はできないのかと思ひて質問を出しましたが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

町長の答弁でもありましたように、確かにミヤコーバスが走っていないところにつきましてはチケットが使えないことになるわけですが、例えば病院とかに行く場合なんですけれども、西部路線の方、例えば神谷沢の方でありますと、西部路線であれば仙塩病院のほうは行けることとなりますが、掖済会のほうには乗り継ぎをしなければいけないこととなりますが、乗り継ぎをすれば町民バスは100円で利用することができますので、そういった点ではどちらもミヤコーバスのほうも利用しながら行っていただければいいのかなというふうなことを思っております。

あとはその時間の間隔のこともありますが、やはりなかなか台数の確保というのも財政的な部分もございまして都会みたいに走らせることがなかなか難しいことでもありますので、そのバス路線の時間に合わせたような形でお出かけしていただければなというふうなことを思っております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 車を運転なさる方は本当にあつという間に神谷沢地区でも役場庁舎のほうには10分ぐらいで来られるわけです。これを免許証を返納して町民バスを使ってということは、非常に生活のレベルも落ちてしまうというような感じになってしまうわけです。高齢者でも無理に運転をしなくてもその地域社会でしっかりと生きていけるというような仕組みをつくっていただくためにも、やはりタクシーというものを一つ利用するという方法も大事なことだと思いますけれども、タクシー業界との接触というようなことも、先ほどちょっと担当課の課長のほうから公共交通会議のメンバーにタクシー業界も入ったというようなお話も伺いましたが、その辺で何か接触はございますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

直接的には公共交通会議の委員にことしから入っていただいたというふうなことでございますが、タクシー券の100円チケットですか、サービスはどうなのかというふうなお話でござい

す。ちょっと県警のホームページを調べたところ、免許証の自主返納した方につきましては、宮城県のタクシー協会に加盟しているタクシーを利用した場合、対象の方が65歳以上となりますが、タクシー料金が1割引きになるというふうなことがホームページ上載しておりましたので、ぜひそういったものも、民間でやっているサービス事業でございますが、そちらのほうを利用していただきまして使っていただければなというふうなことを思っております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） タクシー協会に加入していればということでしたが、利府にあるタクシー会社、2社、3社ぐらいあると思いますが、全て入っておりますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 政策課長。

○政策課長（小幡純一君） お答え申し上げます。

調べたところ、町内の利府交通さんあるいは日の出タクシーさん等は入っておりますので、電話なりをしていただければ来て、自宅の前から乗る形になれば1割引きというふうなことでございますので、そちらのほうも利用していただければなというふうなことでございます。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） たった1割といえども、されど1割でございますので、その辺もぜひ広報なり老人会なりを通じまして高齢者の方に宣伝をしていただきたいと思いますと思いますが、そういった方法を考えていただけますでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

こちらの部分につきましては、高齢者の運転免許証自主返納制度の中で取り扱われている内容等のごとでございます。ただいまお話のありました宮城県タクシー協会で行っている状況につきまして、もう少しちょっと内容等、私自身ちょっとまだ内容を把握しておりませんで、そういった部分につきましては関係各課と十分ちょっと連携した上で、その辺の内容等を精査した上で、いろいろその広報活動のあり方等について検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 遠藤紀子君。

○14番（遠藤紀子君） 正確な情報が入りましたら、もし本当に1割引きでタクシーが乗れるのであれば、ぜひ皆様に広報をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（櫻井正人君） 以上で14番 遠藤紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時20分といたします。

午後2時05分 休 憩

午後2時17分 再 開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番 安田知己君の一般質問の発言を許します。安田知己君。

〔5番 安田知己君 登壇〕

○5番（安田知己君） 5番、共産党の安田知己です。

きょうは大きく3つの質問を通告していますので、通告順に質問してまいります。よろしくお願ひします。

1、子供にかかる保護者の負担軽減について。

日本では、国民全てに教育を受ける権利が保障されており、義務教育に関しては無償であることが憲法にも規定されています。しかし、無償とはいっても全ての費用が無償ではありません。給食費や学用品費、遠足や修学旅行費用などは実費負担であります。本町では、教育にかかる保護者の経済的負担軽減を図り、よりよい教育環境の整備を促進するため、小学校と中学校の新1年生全員に学校で使う運動着を支給しています。

本年9月27日の新聞によると、村井嘉浩知事は小学校入学時に教材購入費を助成する制度の創設を前向きに検討したいとの方針を明らかにしました。県によりますと、教材費助成制度を導入するのは全国の都道府県では初めてということで、平成29年度一般会計当初予算案に盛り込む予定であります。県の医療費拡大も示されています。

そこで、以下、町長の考えをお聞きします。

（1）本年9月の県議会で教材費購入費を助成する制度の創設を前向きに検討するとの新聞報道がされました。新聞報道では、県は各市町村教育委員会の意見を聞き、所得制限や助成額を決めた上で来年度当初予算案に盛り込む予定とありました。県との話し合いはどこまで進んでいるのでしょうか。

（2）県で一部を助成するのであれば、教材費助成の拡大を考えてはどうか。

（3）新聞報道では小学生が対象とされています。中学生までが義務教育という考えから、県に対して中学生までの拡大を求めるとともに、小学校の医療費負担（ワンコイン500円）の廃止及び小中学校徴収金、教材費、部活動費などの支援事業を復活させてはどうでしょうか。

（4）本町の小中学校入学支援事業では、教育にかかる保護者の経済的負担軽減のために小

学校と中学校の新1年生全員に学校で使う運動着を支給しております。保護者からは大変喜ばれている事業であります。兄弟が3人以上いる、近所でお下がりをお願いするなど、運動着が複数あるのではほかの教材を望む声があります。教材費の拡大とともに選択できるシステムを検討してはいかがでしょうか。

大きい2番、自転車の交通安全対策について。

平成27年の自転車乗用中の交通事故件数は全国で9万8,700件と、交通事故件数全体に占める割合は18.4%であります。平成22年度以降、減少傾向にあるものの、いまだに2割程度で推移しています。また、自転車乗用中の死傷者数のうち未成年者が30.5%、高齢者が19.6%と、この2つの年齢層で過半数を占めています。近年の節約志向や健康志向ほか、さまざまな要因により自転車人口がふえています。それに伴い、自転車対自転車や自転車対歩行者の事故も増加傾向にあり、自転車事故で歩行者に重篤なけがを負わせた小学生の保護者に対し、1億円近い高額な賠償が請求されたというニュースも記憶に新しいところであります。

そこで、以下、町長の考えをお聞きます。

（1）本町の自転車事故の件数はどうか。その事故の原因究明と事故防止対策の取り組みはどうか。

（2）自転車が安全に走行できるような道路整備を進めてはどうか。

（3）昨今、自転車事故では高額な損害賠償命令が言い渡される事例があります。特に自転車対歩行者で起きた事故の場合は、歩行者側によほどの非がない限りは全面的に自転車側が加害者になっています。保険加入の啓発強化が必要ではないでしょうか。

（4）子供から高齢者まで自転車は多くの方が利用しています。自転車を利用する人のルールやマナー向上を目的とした取り組みが必要ではないでしょうか。

（5）平成20年6月1日の道路交通法改正で、幼児及び児童（13歳未満）に対するヘルメットの着用努力義務が施行されました。これにより、保護者の方がお子様を自転車に同乗させる、もしくは子供自身が自転車を運転する際、ヘルメットを着用するように努めなければならないとあります。自転車用ヘルメット着用の普及啓発をどのように考えているのでしょうか。

大きい3番、団地内の渋滞対策と交通マナーについて。

交通安全は、町民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践することによって確保されます。安全で交通事故のない快適な社会は、町民の思いやりの精神や交通ルールを守ることによって実現されます。

町長の考えをお聞きします。

（1）青葉台クリニックと利府青山野口石油の交差点は、花園団地方面からしらかし台インター方面に右折しようとする、対向車の直進や左折で一、二台しか右折できない状態です。時差式や矢印式信号を設置できないでしょうか。

（2）住宅地を猛スピードで走り抜ける車があります。特に朝の通勤時間帯に多いということで、通過車両が団地内を猛スピードで走り抜け、危険だから何とかならないかとの声をあちらこちらで聞いております。町としての対策はどうでしょうか。

（3）団地内に学習塾が多数設立、運営されております。周辺では、自宅から出ようとしても車の真正面に駐車していて出られない、自分の借りている駐車場があいていれば駐車している、縦列駐車中の車の中から子供が道路を横断することがあり、ぶつかりそうになったなど、複数の町民より子供を塾に送ってくる親の駐停車に悩まされているとの相談がありました。何かしらの対策が必要ではないでしょうか。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局、答弁願います。

1、子供にかかる保護者の負担軽減についての（1）、（2）、（4）は教育長、（3）は町長。2、自転車の交通安全対策について及び3、団地内の渋滞対策と交通マナーについては町長。

初めに、教育長。

○教育長（本明陽一君） 5番 安田知己議員の御質問についてお答え申し上げます。

第1点目の子供にかかる保護者の負担軽減についてお答え申し上げます。

まず、（1）の教材購入費を助成する制度の創設についてでございますが、県から（仮称）小学校入学用品費等助成制度の概要について説明を受けております。この事業の内容としましては、少子化対策の一環として保護者の経済的負担を軽減するため、市町村が行う入学用品費等助成事業に要する経費について補助金として交付するというものです。この補助の対象者としてしましては、第3子以降の児童を監護する保護者に助成するものであります。また、対象児童の入学先は国公立・私立学校の別は問わず、県内に在住する全ての児童を対象としており、生活保護受給世帯や就学援助費受給世帯も受給可能で、対象世帯に対する所得制限は設けないとしております。

県からこの制度の創設の有無を含めて事業調査があり、創設の場合は詳細を決定していくという説明がありましたので、今後の県の動向について注視してまいりたいと考えております。

次に、（2）の一部助成があるための教材費助成の拡大を考えてはどうかということでござ

いますが、現在県より示されている助成制度の案では、対象者が小学校入学時に第3子以降であり、1人当たりの助成額が最大1万5,000円となっております。対象者以外の児童にも同じような助成をするためには新たな財政負担となることから、教材費助成の拡大は難しいものと考えております。

次に、（4）の教材費の拡大とともに選択できるシステムを検討してはどうかということでございますが、この制度の導入に際して全ての児童生徒が必要とするものの中から検討した結果、運動着が最適でありました。この事業は多くの保護者の方々から高い評価をいただいております、事業継続の要望を受けていることから、新たに選択できるシステムは今のところ考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 次に、町長。

○町長（鈴木勝雄君） 5番 安田知己議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目の子供にかかる保護者の負担軽減についてのうちの（3）の小学生の医療費助成に係るワンコイン負担の廃止と学校徴収金支援事業の復活についてのお尋ねであります。宮城県におきましては子ども医療費助成について平成29年度からの助成拡大が予定されております。その内容につきましては教育長のほうから答弁申し上げますが、現在3歳未満を対象としている通院分の医療費助成を未就学児まで拡充して、その2分の1を町に対して助成するという内容だと聞いております。

本町におきましては、御承知のとおり、ことしの10月から子ども医療費助成を改正いたしまして、対象を18歳到達の年度末まで拡充するとともに所得制限を撤廃したところでありますが、安定的な制度運用を図るために小学生から中高校生まで月500円の御負担をいただいているところであります。

ただいま安田議員が御質問の小学生の医療費の一部負担の廃止につきましては、本町の新たな医療費助成制度がまさに10月から始まったばかりであることや、宮城県の医療費助成制度の拡充が未就学児までに限定されたものであることから、今後この動向を踏まえまして慎重に判断していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、全くの蛇足であります。補正予算にも出てきますが、今回の国保の医療費が2億円、昨年度より上昇しております。これは全く子ども医療費とは関係ありませんが、そういった意味でかなりこちらにも逼迫している状況にあるということから考えて、慎重に判断していきたいと思っておりますから御理解をお願いしたいと思います。

平成28年12月定例会会議録（12月6日火曜日分）

また、学校徴収金支援事業の廃止につきましても、子ども医療費助成の拡大に伴う財源とするために平成28年度から事業の見直しを図ったところであります。先ほど教育長が申しあげましたように、今回宮城県から示された小学生の教材費等の助成制度の案によりますと、市町村が第3子以降の児童を監護する保護者に助成した入学用品費等助成額の2分の1を補助する内容となっております。本町が受ける補助金額を試算すると、わずか30万円程度と想定されております。このようなことから、多額の予算を要する学校徴収金支援事業の復活については現時点では非常に難しい状況であるということをお理解をお願いしたいと思います。

今後とも町といたしましても、これらの制度のさらなる拡充について県町村会や広域行政の各種協議会の中で県に対して引き続き強く要望してまいりますので、あわせて御理解をお願いしたいと思います。

第2点目の自転車の交通安全対策についてのお尋ねであります。まず（1）の自転車事故の件数と事故防止対策についてであります。利府町内でのこの自転車に関する交通事故の発生状況につきましては、塩釜警察署に確認したところ、ことしの10月末現在で8件発生しております。いずれも車両との事故で、事故の形態の多くは当事者間の不注意による事故であると報告を受けております。

今、安田議員の御質問の中にもありましたが、全国的に自転車に関する悲惨な事故が後を絶ちませんが、利府町におきましても、事故防止対策についてもかねてから春と秋の交通安全運動等を通して警察と関係団体等が連携して自転車の安全利用の周知と街頭指導を実施しているところであります。

次に、（2）の自転車が安全に走行できるような道路整備についてでございますが、安全性確保の有効な手段としては、歩行者と自転車、そして自動車との通行空間を分離する必要がありますが、現在、自転車が安全に通行するための自転車道路の整備については、国が定めた道路構造令によりまして新たに片側2メートル以上の幅員が必要となるから、その用地の確保と多額の経費を要する問題があり、整備をするには大変難しい状況であることを御理解をお願いしたいと思います。

なお、今後新たな道路を整備する際には、宮城県公安委員会の意見を参考にしながら安全対策などを検討していきたいと考えております。

（3）から（5）までについては、関連がありますので一括してお答えを申し上げたいと思いますが、町では自転車の安全利用の推進と事故防止を図るために、さきに述べましたが、春と秋の交通安全運動等を通して警察と学校や交通安全関係団体と連携して周知及び指導を実施

しているところであります。この中では、自転車安全教室における通行方法の指導、交通ルールの遵守あるいは安全確保と確認等、ヘルメット着用の徹底、保険への加入促進などについて周知を図っているところであります。なお、町内の自転車販売店では、自転車購入時に保険加入の必要性等について説明を行いまして保険加入を勧めていただいております。

このように、町と関係団体が連携して自転車の安全利用の推進について活動しているところであります。今後とも自転車の事故防止のために啓発活動等に取り組んでまいりたいと思いますから、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げたいと思います。

次に、第3点目の団地内の渋滞対策と交通マナーについてであります。 （1）の時差式や矢印式信号機の設置についてであります。この場所の信号機の改良につきましては、地元からの要望もありまして塩釜警察署に対して既に相談しているところであります。警察の見解では、県道側を利用する車両が多いことから信号機の改良は厳しいとの回答でありましたが、引き続き警察署と協議を行ってまいりたいと考えております。

（2）の団地内を猛スピードで通行する車両についてであります。これまでも通行する車両に対して啓発看板を設置するなどの対応をしているところであります。このような現状を塩釜警察署に情報提供してさらにいい方策がないか検討していきたいと考えております。

（3）の学習塾への送迎車両の駐停車問題についてであります。学習塾においても父兄に対して駐停車についての注意を呼びかけていただいているところであります。なお一層の周知を図っていくように申し入れしたいと考えておりますから、御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。安田知己君。

○5番（安田知己君） では、子供にかかる保護者の負担軽減について質問していきます。

まず教材費なんですけれども、村井知事は突然、小学校の入学時に教材費を助成する制度を前向きに検討したいと、こういった方針を明らかにしております。それで、ことしの春の県内の小学校に入学した新1年生というのは約2万人いたんですけれども、村井知事は教育費の負担の軽減を求める声大きいということで、少子化対策、そして子育て支援は宮城県の将来にとって喫緊の課題だと、そういうことを強調していたので、こういった教材費の助成金が利府町に入ってくれば利府の教材費の拡大ということも可能なんじゃないかななんて私は感じたんですけれども、まず県からの概要については詳しく多分説明があったと思うんですけれども、そこで具体的にどのような説明がなされたのか、もう少しちょっと詳しく聞いてみたいんです

けれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） 5番 安田議員の御質問にお答えします。

まず、県からの説明でございますが、最初に10月28日にこの制度の概要ということで先ほど教育長が答弁した内容で説明がございまして、12月2日付、最近でございますが、県のほうからこの要綱案という形で示されました。それで、内容的には先ほどの答弁と変わりませんが、やはり補助の上限が対象児童1人につき3万円、その補助率が2分の1ということで、先ほど言った答弁のように1万5,000円で、ただし第3子以降というふうな形で制限があるというふうな内容でございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 県の助成の対象が第3子と、ちょっとその辺がすごく引っかかったんですけども、それで町が最大3万円をやったらその半分ですね、1万5,000円を県が助成するよということだと思んですけども、そうなってくると来年の利府町の対象となる第3子の子供というのは何人ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

そして、そうなってくると県から幾らぐらい助成金が入ってくるかということも計算できると思んですけども、その辺の試算というものもちょっと教えてください。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えいたします。

10月末現在でございますが、平成29年度新入学予定者数でございます。町内で373名、うち第3子以降が60名、全体の16%というふうな形になっております。それで、あくまでもこれは試算でございまして、最大3万円の60名ですから、これは180万円の2分の1、90万円というふうな形でございますが、その90万円をするためには町から90万円を負担しないとできないという制度でございます。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今ちょっと答弁を聞いて少しがっかり、あれだけ新聞で大きくやっていたんですから、いやあ、これはもう利府だけではなくて七ヶ浜も松島もすごく教材費の助成というものが拡大するのかなと思ったら、実質利府町の第3子は60人で90万円、来るかもしれないけれども90万円の町の持ち出しをしなければならないということで、非常に何か大変だなということちょっと今逆に理解したんですけども、次の2番の教材費の拡大についてちょっと質問しますね。

小中学校はやっぱり義務教育と言いましても、無償となっていますけれども、入学時に制服とか給食費、あとはPTA会費とか、あとはピアノを買ったりリコーダーを買ったり、国語辞典を買ったりとやっぱり保護者の持ち出しがすごく多いんですよ。ですから、県からの助成金は確かに少ないんですけども、やっぱり子育てを応援する利府町として少しこの辺をやりくりして保護者の負担軽減、ですから教材費の助成の拡大ということもやっぱりやりくりして何とか拡大する方向で持っていつてもらいたいんですけども、その辺についていかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えいたします。

多分、御承知のとおり、本町においては他の市町村に先駆けまして入学支援事業ということで、これは区分はありません。全員でございまして、はっきり言いますとそういうふうな取り組みをもう既に行っておりまして、そういうことからこの助成金でさらにというふうなことは、ちょっと今の制度を維持するほうが必要かなと考えておりますので、ちょっとそれは今の段階では難しいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、維持するという話があったんですけども、じゃ県から今回来るであろうという助成金というのは何かに使うというか、どういう使い道をちょっと考えられているのか、何かそういうものがあれば教えてください。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えいたします。

こういうふうな制度につきましては、ちょっと政策的な観点もございまして、町長部局といろいろ相談しなければならないと考えております。そこで、県の要綱を見ますと、町でやっております入学支援事業、運動着の支給ははっきり言いますと補助対象事業というふうな形になっておりますので、そちらの財源ということは可能かなと考えております。ですから、実際どのようにするかというのは今後、町長部局と相談したいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 次の（3）の小学生の医療費負担の廃止と学校徴収金の復活についてちょっと質問します。

答弁書では県に対して事業のさらなる拡充を強く要望していくということだったんですけども、今回教材費、私が思ったより大分少ない金額しか入ってこないの、この辺は難しいの

かなとは思ったんですけれども、今やっぱり県のほうも少しずつ子供のために支援してきているんですよね、助成金をいろいろつくってきたりとかして。ですから、やっぱり今々は多分難しいと思うんですけれども、県がいろいろとそういうふうにも拡充してきたときに、こういった医療費の保護者負担とか学校徴収金の復活、こういったものもやっぱり考えていってもらいたいと思うんですけれども、これは町長にお聞きしたいんですけれども、県がどんどんこういったもののお金を出してくるようになったら、利府町としてもその辺はワンコインの負担だったりとか、あと学校徴収金の復活とか、そういったものはやっぱり前向きに考えていくというような考えでいられるのかどうか、その辺をちょっと確認したいと思います。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 安田議員の御質問にお答えを申し上げます。

やっぱりこういった事業は、何をやるにも財源の裏づけが必要です。そういった意味で、国や県がどんどん助成を出せば、それに沿って町でも当然助成の拡大をする。ちなみに先ほど菅野課長が声高らかに全員に運動着を支給していると自慢げにお話ししましたが、あれはここだけの話、全員に無条件で1人1万6,000円分の運動着を支給しているわけでありますから、これこそ他の町村にない支援方法だと。

ですから、まずはこれを堅持する、いつまでもこのすばらしい制度を何とか守るための財源として、とりあえず国や県の財源を活用して、そうして余裕が出ればもっともっと支援を拡大して、少子高齢化対策として町でそういった政策を進めなければならないと思っていますから、どんどん県や国の補助金が入ればもっともっと私たちも教育委員会も頑張れると思っていますから、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ぜひ、これで利府町の子育て支援が終わりだということはないと思いますので、拡大する方向で頑張っていってもらいたいと思います。

次に、（4）の体育着の選択できるシステムではどうかという話をちょっとお聞きします。

先ほど菅野課長は、全員に運動着を支給しているんだということで、その辺は私は理解しておりますし、町内の保護者もこれはすごくいい制度だとやっぱり喜んでおりますし、町外の保護者も利府町は運動着をもらえるんだよねということでやっぱりうらやましいなという声がたくさん聞こえてくるんですよ。これは私も評価しております。

ですが、やっぱり一部で3人目とかがいらっしゃるじゃないですか。そうなってくると、体育着が複数あると。あとは近所でお下がりももらったとなると、やっぱり体育着の新しいもの

を買っても使わなかったりとか、体育着は、昔はお母さん方とかで卒業した後、着ているお母さんとかがいっちゃったと思うんですけども、今利府町でそういう方はいっちゃらないんですよ。だから、新しくても使えないというか、もったいないという考えがあるので、だったらちょっとピアニカとかリコーダーとか、そういった違うものも選択できるシステムであったほうがいいんじゃないかということが少し出てきましたので、そういうところ、やっぱり保護者の意見をちょっと調べてみて考えてもらってもいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 教育総務課長。

○教育総務課長（菅野 勇君） お答えいたします。

多分、一部の保護者の方からやはりそのような意見が出ることもちょっと考えられますが、やはり先ほどから答弁しておりますように、この利府町の運動着というものについては多くの保護者の方からとにかく喜ばれまして継続していただきたいということと、実際に町内で9校の学校がありまして、それぞれ運動着の個数を把握してサイズを確認して、ちゃんと入学式のときに渡せるような事務というふうな形で今職員が頑張っておりますので、ちょっとそちらのほうの観点とやはりこの制度に対して、現段階では継続のほうが望ましいと考えておりますので、御理解願いたいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） その辺は理解しました。学校では体育着以外にやっぱり必要なものがいっぱいあるので、その辺をやっぱり教材費で拡大する方向でいってもらいたいなと思います。

次に、大きい2番の自転車の交通安全についてお聞きします。

この自転車の交通安全対策の一般質問を平成25年3月に羽川副議長が行っております。それを踏まえて質問していきますので、ちょっとよろしく願いいたします。

自転車は左側通行なんですけれども、いまだにやっぱり町内を見ると右側を走っている自転車を多く見かけるときがあるんですよ。これは大変危険な行為だと思うので、やっぱり左側通行の徹底というものを町の中で行っていかねばならないんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

左側通行の徹底ということでございます。自転車の通行場所につきましては、法律により道路の左側を通行することとなっておりますが、例外的には高齢者または児童等につきましては

歩道を通行することができるかとされております。こうした自転車の安全利用につきましては、これまで警察や関係機関団体と連携を図りながら、交通安全運動等において周知または指導を行ってきているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 周知しているということで、自転車事故は警察署の調べで8件あったという答弁があったんですけども、今後やっぱり町内で自転車事故をなくすためには何かしらの対策が必要だと感じております。そして、自転車の事故防止のためには自転車の交通規則などはやっぱり塩釜警察署、そういったところと連携を図りながらやっていかなければならないんじゃないかなと感じております。

平成27年6月1日に改正道路法の一部施行に伴って、危険行為を繰り返した自転車運転者に対して自転車運転者講習制度というものが始まっているんですよ。これは、信号無視とか一時不停止とか、交通に危険を生じさせるおそれのある違反を3年のうちに2回繰り返した人がこの講習を受けるようになっているんですけども、この取り締まりというのはやっぱり警察のほうがやっているんですが、その辺の状況というのは利府町ではどうでしょうか。伺います。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

危険運転の取り締まり状況等についてでございます。危険運転などの取り締まりにおきましては、警察署におきまして指導を行っているところでございますが、取り締まり状況等につきましては情報の保護の観点から情報提供をいただけていないところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） その情報がわからないということであればそうなんでしょうけれども、やっぱり捕まっていないだけで、信号無視をしたり一時不停止をしたりという自転車がやっぱり多いんですよね。ですから、やっぱりその辺も考えながら自転車の交通安全のために何をしていくかということこれから考えていってもらいたいなと思います。

続きまして、（2）の自転車が安全に走行できるための道路整備についてお聞きます。

過去に自転車事故が多く起こっているところとかというのはやっぱり危険箇所だと思うんですけども、その辺の調査というのは今どうなっているのか、まず1つお聞きします。

そして、やっぱり危険な道路とかというのは路肩のカラー化とか、あとはやっぱり自転車が安全に走行できるような道路の整備というのは必要になってくると思うんですけども、その

辺はどういうふうに整備しているのかお聞かせください。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 5番 安田議員の質問にお答えします。

まず危険箇所の調査についてでございますが、第1点目として職員によるパトロール、こういったものでまずその状況を把握する。それから、町民の皆さんからの情報提供、いわゆる事故があった箇所だとか、そういう情報によりまして把握に努めているところでございます。

また、安全な道路の整備ということでございますが、自転車通行帯の整備には、町長答弁であったとおり幅員の確保が必要でございます。車道の幅員確保に加えて自転車通行帯の幅員確保が必要であります。さらに、有効な自転車通行帯を確保するには、ある程度の延長も必要になってきます。そういったことを含めると、現状の利府町内の町道につきましてはなかなか自転車専用道の整備については難しいものと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 細かいところで道路整備のほうはしっかりやっただいては思うんですけども、やっぱり引き続き、地面が割れていたり、何かそういうところも見られますので、そういうところの調査のほう、パトロールしていつてもらいたいと思います。

次に、自転車の場合でも歩道を走行できるという場合があるんですよ。それは、13歳未満の子供と70歳以上の高齢者、そして体に障害を持っている方が歩道を自転車で走行できるというふうに法律で決まっているんですけども、今現在、町内の歩道では路面の段差とか、あとは街路路の根上がり、そういったもので歩道ががたがたになっているというんでしょうか、自転車で走るにはちょっと危ないなというようなところが多く結構見られるんですね。やむなく自転車で歩道を走らざるを得ない人たち、この13歳未満の子供とか70歳以上の高齢者、やっぱりこういった方が安全に歩道を走れるような整備というのも必要なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、平成20年の道路改正によりまして歩道を走れる自転車が、今言われました特例として13歳未満の子供、70歳以上の高齢者、あとは身体に障害を持っている方ということで走行できるようになりました。御質問の歩道における路面の段差や根上がりの解消につきましては、これまでも損傷状況の激しいところから修繕に努めているところでございますが、

今後とも自転車が安全に通行できるように段差等の解消に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 自転車はやっぱり車両なので、基本的には道路を走るものだと私も思うんですけども、やっぱり歩道を仕方なく走らざるを得ない人というのはいらっしゃるんで、そういう人たちの視線で道路整備、歩道整備というものもやってもらいたいと思います。

そして、これはちょっと提案といいますか、先ほど課長がお話したように、道路をやっばり広くすれば歩道でも自転車道でもつくれると思うんですけども、なかなかそういうことはお金がかかってできないと。そういうことはやっぱり理解しているので、ちょっと提案なんですけど、今後例えば道路をつくと、そういった場合はいろいろ今歩道に街路樹とか植え込みとかがありますよね。ああいったものを逆に歩道につくらなくて、その分をつくらなければ歩道というのは広がりますから、そういった広い歩道にして、あとペアブリッジのような一方通行にして、そういった道路にすると自転車も安全に走行できるんじゃないかなと思うんですけども、これから道路をつくるのならやっぱりそうしたほうが、後々の草刈りだったりとか剪定作業とか、そういう維持管理費とか、そういった面でもいいんじゃないのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

確かに街路樹や植え込みがなければ、維持管理にかかる経費は削減できるというふうに考えています。しかし、街路樹や植栽を設置する理由としましては、道路の景観をよくしたり、それから車道と歩道に分離帯を設けることで歩行者の安全を確保するというふうな目的もございますので、なかなか難しいのかなというふうに考えております。

なお、今後十分な道路の幅員が確保できる道路整備となった場合には、自転車道路や自転車・歩行者道の整備について関係機関と協議しながら検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 今、課長がおっしゃったように、地域によっていろいろその辺を調整していかなければならないところだと思いますし、決して街路樹が邪魔だとかと言っているわけではないですし、やっぱり街路樹は歩いてみて日陰になったりとか、非常にいい面もあります

ので、やっぱりケース・バイ・ケースでその辺は考えていてもらいたいと思います。

続きまして、（3）の保険加入の啓発についてちょっと質問します。

近年、保険加入の義務がない自転車の事故をめぐる高額な賠償命令が出されることが多くて、自己破産に陥ったケースというのも少なくないと聞いております。

そこで、自転車事故を起こした際、被害者の賠償を確実なものとするために自転車保険への加入を条例で義務づける動きというのも今広がってきております。平成27年4月1日には兵庫県が保険加入の義務化をしておりますし、大阪府内も自転車で死者数が50人に達したということで、ことしの7月1日から自転車保険の加入を義務づけているようなんですね。利府町で保険の義務化とは、そこまでは言わないんですけども、やっぱり自転車事故の危険性を理解してもらうためにも町としてやっぱり自転車事故の危険性を周知して、あと保険加入の大切さ、そういったものもやっぱり理解してもらうための情報提供というのが必要になってくるんじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

保険加入の情報提供についてでございます。町では、春、秋の交通安全週間においても自転車の乗用中の交通事故防止などを重点項目として活動してきておりますが、こうした活動では自転車安全利用のほか、万が一の自転車事故の場合に備えて損害賠償保険加入についても周知活動に努めてきているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 自動車の任意保険と比べてやっぱり自転車の保険加入はまだまだ低い状況だと思うんですね。ですから、自転車事故の危険性とか保険加入はどうして必要なんだということもやっぱり町としてちょっと考えながら、ホームページでも構わないのでやっぱり情報提供していてもらいたいと思います。

続きまして、（4）番に移りますね。保険加入もやっぱり必要なんですけれども、やっぱりルールとかマナーを守ることが一番大事なんじゃないかなと私は感じています。そこで、マナーやルールの向上を目的とした取り組みですけれども、自転車はエコで手軽だということがやっぱり先行し過ぎていまして、自転車走行の教育というものがまだ行き届いていないと感じております。自転車走行中の死傷者数のうち、けがをする割合というのはやっぱり小学生が多いんですね、小学生とか子供が。そして、死亡に至ってしまうというのは高齢者のほうが多いとデータの的に言われているんですけれども、小学生というのは学校で交通安全指導などを行って

いるんですけれども、逆に死亡事故が多い高齢者、こういった方というのはなかなかその交通ルールをわからないといえますか、何ていうんでしょうかね、後ろを見ないで横断するとか、知らないうちに蛇行運転してしまうとか、そういったことがやっぱり高齢者に多いと思うんですね。ですから、全部が全部高齢者ではないんですけれどもね。ですから、こういった高齢者のためにやっぱりルールの周知や高齢者向けの講習会というものも必要なんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

高齢者に対する講習会等の必要性についてでございます。交通弱者と言われております高齢者への交通安全対策につきましては、高齢者を対象とした交通安全教室はこれまでも開催してきており、その内容につきましては実技を交えながらの講習を行い、交通ルール等の理解に努めているところでございます。

また、交通安全母の会におきましては、高齢者宅へ家庭訪問を行い、自転車等の交通安全等の指導に当たっていただいております。引き続き交通安全団体等と連携を図りながら交通安全の啓発活動に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 何か高齢者に対して講習会を行っても、それに高齢者が参加してくれるかというそういう問題もあると思うんですけれども、やっぱり利府町も年々高齢化率が高くなってきていますし、今の季節は余りに寒くて自転車に乗る方、高齢者は少なくなっているんですけれども、やっぱり安全に自転車に乗れるようなそういった高齢者対策、そういったものをやっぱり考えていってほしいと思います。

続きまして、（5）番の自転車のヘルメット着用についてちょっとお聞きします。

幼児や児童、そういった子供たちが自転車に乗るときのけがというのは、やっぱり6割ぐらいが頭のけがだと言われております。子供はやっぱり大人と比べて頭が重いので、転倒した際、やっぱり頭にけがをしやすい傾向にあるということがわかると思いますし、やっぱりそれを防止するのであればヘルメットの着用というのが一番有効な手段なんじゃないかなと思います。

道路交通法で幼児及び児童、これは13歳未満なんですけれども、そういった子供たちに対するヘルメットの着用というのは努力義務になっております。ヘルメットの重要性が理解されていないところもありますけれども、何か自転車にはS Tマークというんですか、自転車とヘル

メットにはそういったものがついていたりしまして、そういったものは安全基準を満たしているよとか、そういうことがあるらしいんですけども、今はインターネット時代ですから、現物を見ないで買ったりとかする子供さんのお母さん方がいて、実際頭に合わせてみたらぶかぶかだったとか、そういった実際どんなヘルメットを買ったらいいんだろうなんて、そういう声も聞こえてくるんです。

ですから、やっぱり子供に対してヘルメットを選ぶ際はそんなところに気をつけたほうがいいんだとか、そういった情報を町も積極的に提示して、やっぱりヘルメットの着用の普及につなげていく必要があるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

ヘルメットの重要性についてでございます。自転車用ヘルメットの着用につきましては、町内の小中学校を通じまして学校便り等で保護者への周知または啓発を行っていただいたり、また、小学校においては自転車安全教室においてヘルメットの着用の大切さ、または着用時の注意点について指導を行ってきており、引き続き交通安全関係機関等と連携をし、交通安全意識の高揚を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ぜひヘルメットの重要性を訴えてもらいたいと思います。

続いて、これは平成25年3月に一般質問で前に羽川副議長がヘルメットの購入の助成について質問しているんですね。答弁ですと、ヘルメットを購入するための助成をしたほうがいいんじゃないかと質問して、答弁では先進自治体の状況を研究して導入については検討したいということで、何回か聞いたことがあるような答弁が返ってきたんですけども、今子供の自転車のヘルメット購入に助成金を出している自治体がふえてきているんですよ。例えば東京都の台東区とかは2歳未満にはヘルメットを無償で給付しておりますし、あと豊島区とか八戸市、青梅市とか、そういったところはやっぱり2,000円と限定しているんですけども、2,000円ぐらい助成金を出しているんですよ。そのほかにこういった一部助成をするところというのが今どんどんふえてきているんですけども、ちょっとここで町長にお聞きしますね。

子供のけが防止とか、ヘルメットの着用率を上げるためにはこういった助成というものも必要になってくるんじゃないかなと思うんです。これも一つの子育て支援じゃないかなと私は感じるんですけども、町長、ぜひこういったものも考えてもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 安田議員の御質問にお答えを申し上げます。

事故防止をする観点からいえば、ヘルメットの着用についてはまさに有効な手段でありますし、致命傷を避けるという観点からも大事なヘルメット、ただ、何でもかんでも先立つんですが、町に金があれば何でもかんでも助成したいですね、という私の感想です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） 難しいということなんですね。でも、こういった声が高くなってくれば、そのときにやっぱりちょっともう1回考えてもらいたいなと思います。

続きまして、大きい3番の団地内の渋滞対策と交通マナーについて質問いたします。

答弁書によると、県道であるからちょっと難しいというような話もありましたし、引き続き要望していくんだという話だったんですけども、この交差点、現場がわかる方だったら多分理解できると思うんですけども、花園団地のほうからしらかし台団地のほうに右折しようと思いますと、朝の状態ですとやっぱり1台、2台、1台赤になってから無理やり出て行って1台が出ていけるか出ていけないというところなんですよ。それで、皆さんはそういうことをわかっていらっしゃいますから、あの交差点を右折しないで逆に直進するんですね。直進して、刀根歯科クリニックの丁字路を右に曲がるんですよ。右に曲がって大沢緑地のところの下りはずっと下って行って、しらかし台中学校の前を右に曲がって、そして県道塩釜吉岡線に戻ってくると。そういったコースをたどるんですね。わかっている人はみんなそういうふうやって、なるべく朝の渋滞というんですか、早く会社に行きたいということが、その気持ちはわかるんですけども、皆さんはあの通りを通過してしまうんですよ。逆にグランディから来る人は、あの野口石油の交差点は左に曲がったり右に曲がったりするので混むのはわかっていますから、やっぱり刀根歯科クリニックの前を左に曲がって、あの通りを行くと。ですから、青葉台の住民は何でこんなに交通量が多いんだろうと思っていますし、やっぱり一つの原因は野口石油のところの交差点に右折の信号がないばかりにどんどんどんそっちのほうに流れていってしまうんじゃないかなと思うんですよ。

あそこというのはやっぱりしらかし台中学校に行く子供たちも通っていますし、やっぱり何か事故があっては困るので、その辺はやっぱり優先的なこともあるんですけども、もう少し塩釜警察署のほうにお話をしてもらいたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

信号機の塩釜署への要望等についてでございます。こちらにつきましては、先ほど町長からの答弁におきまして既に要望等を行っている状況でございまして、そういった部分につきましても今後この交差点の状況等について状況提供を差し上げながら、一日でも早く設置できるように活動していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） そうですね。課長では多分そのくらいの答弁しかできないなということでは理解しているんですけども、やっぱり朝ですね、防災緑地の公園の横の交通量が多いというのは、やっぱりあそこの右折ができないんだということを理解してもらって、なるべく早く矢印信号のほうをお願いします。

次に、（3）の学習塾に迎えに来る車の駐車についてお話しします。

町民の中にその学習塾に直接電話したり、直接行ったりしてちょっとお話しした方々というのが何人かいらっしゃるんですけども、なかなかこれが改善されていないようなんですよ。学習塾からしますと、やっぱり子供の保護者というのはお客さんなので、余り強いことが言えないんじゃないかなと思うんですよ。でも、やっぱり最近は日が暮れるのも早くなっていますし、やっぱり縦列駐車の間から子供が飛び出してきて危なくぶつかりそうになったという声もありますので、やっぱりこれは町と警察と学習塾が協力して改善していくしかないんじゃないのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

町、警察または学習塾が協力して改善していくべきではないかとお尋ねについてでございます。安田議員のお住まいの団地内にもかなり学習塾が点在しているようでございますが、学習塾への送迎車両のマナーにつきましては、これまでも学習塾側から保護者の方々へ注意を促していただいている状況でございますので、塾に通う子供たちの安全歩行についても周知いただけるような対応を今後考えていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○議長（櫻井正人君） 安田知己君。

○5番（安田知己君） ぜひ、これから本当に日が暮れるのが早くなってきますので、話し合いによって改善する方向で進めてもらいたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で5番 安田知己君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は15時20分といたします。

午後3時09分 休憩

午後3時19分 再開

○議長（櫻井正人君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

次に、6番 木村範雄君の一般質問の発言を許します。木村範雄君。

〔6番 木村範雄君 登壇〕

○6番（木村範雄君） 6番、日本共産党、木村範雄です。

それでは、一般質問通告に基づき一般質問を行います。通告書では、1、冬期に備え、道路の維持管理を、2、町営墓地の拡大、共同墓地の整備を、3、長町・利府断層活動への備えを、の3点について通告しておりますので、順次質問していきたいと思っております。

1点目は、冬期に備え、道路の維持管理を、であります。

ことしも寒い風が吹く季節が到来しました。降雪や凍結による道路の維持管理は、町内業者への除融雪の作業委託と地域住民による敷地内の除雪と隣接する道路の除雪に委ねられることにあります。町が道路の適正な維持管理及び整備を行うことにより、除融雪作業の効果も大きくあらわれるものであります。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、降雨後に路面排水ができていない箇所は路面凍結の原因ともなりますが、どのような対策をとるのでしょうか。

2、路面のひび割れやわだち、穴ぼこは通行を阻害するだけでなく、路盤や路床までをも損傷させることとなりますが、どのような対策をとるのでしょうか。

3、車道の除雪には路側帯や歩道部が歩けない状態になっていることがあります。車道部の除雪とあわせて排雪までをきめ細かく実施することはできないのでしょうか。

2点目は、町営墓地の拡大、共同墓地の整備を、であります。

町営墓地の整備は町民の悲願であり、多くの町民が喜んでおります。しかし、町は希望者が少ないときのことを考えていましたが、結果として町民の要望に応え切れずはなりません。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、町民の要望に応じて町営墓地を拡大する考えはありませんでしょうか。

2、現在の墓地は後継者がいることが前提となっておりますが、一代限りでも後継者がいなくても入れる共同墓地を設置する考えはないのでしょうか。

3点目は、長町・利府断層活動への備えを、であります。

平成28年12月定例会会議録（12月6日火曜日分）

長町・利府断層が活動した場合、マグニチュード7.0から7.5程度の地震が発生する可能性があると言われていています。今後30年の間に地震が発生する可能性が国内の主な活断層の中ではやや高いグループに属することになっているそうです。

そこで、次の点について町長の考えを問います。

1、町内の長町・利府断層が活動した場合、どのような被害を想定しているのでしょうか。

2、直下型の場合は、隆起や地割れなど、宮城県沖地震よりも被害は大きくなると思われます。町が計画している避難所等は利用できるのでしょうか。

3、利府町の防災マップでは、宮城県沖地震単独型の場合で揺れやすさマップを表示しています。しかし、町内の一部では利府断層のほうが被害が大きいことも想定されます。防災マップの改訂は考えているのでしょうか。

以上、大きく3点について質問します。町長の答弁をお願いいたします。

○議長（櫻井正人君） ただいまの質問について当局、答弁願います。

1、冬期に備え、道路の維持管理を、2、町営墓地の拡大、共同墓地の整備、3、長町・利府断層活動への備えを、いずれも町長。

○町長（鈴木勝雄君） 6番 木村範雄議員の御質問にお答えを申し上げます。

第1点目のこの冬期に備えた道路の維持管理についてのお尋ねであります、（1）と（2）につきましては関連がありますので、一括してお答えを申し上げたいと思います。

今、木村議員が御指摘のとおり、この舗装の劣化に伴うわだち、あるいは亀裂、また歩道の根上がり等、さまざまな要因によって路面に水たまりができ、これによって冬期間の凍結、あるいは路盤あるいは路床の損傷につながっているとの現実であります。これまで同様に委託業者や職員による定期的なパトロール、さらには住民の皆さんからの情報提供によりまして、応急工事による冬道の安全確保と道路の長寿命化に努めていきたいと考えておりますから、御理解をお願いしたいと思います。

また、路面の傷みが激しい路線につきましても、国の補助金制度を最大限活用して路面等の状況を調査しながら補修工事を行っております。今後とも適切な維持管理に努めてまいりますので、御理解をお願いします。

（3）のこの排雪作業の実施についてであります、まず本年度の除雪対象路線は新たに認定した町道を加えた212路線です。延長は97.2キロメートルとなっております。交通量の増加する通勤、通学の時間帯までに作業を終えるように努めることとしております。また、排雪作業につきましては、平成26年2月の大雪以降、バス路線で交互通行に支障を来す場合に限り、除

雪作業後に排雪作業を行うことといたしております。

今、木村議員が御質問のこの路側帯や歩道部の除雪作業とあわせて排雪作業につきましては、除雪車両のほかに排雪作業に要する重機や車両、作業員の確保、さらには排雪場所の確保など、多くの課題がありますので、現状では難しいものと考えております。

ちなみに、赤沼町内会を初め4つの町内会からの御要望によりまして、平成27年度のコミュニティ交付事業を活用した除雪機の配備をしております、歩道の除雪作業を担っていただいているところであります。感謝しているところでありますが、これらのことも含めて今後も迅速な除雪作業に努めながら冬道の安全確保に努めてまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、第2点目の町営墓地の拡大、共同墓地の整備についてであります。まず（1）のこの町営墓地の拡大については、先ほど鈴木忠美議員からの御質問にもお答えしておりますが、抽せんの結果、残念ながら92名の方が購入できない状況になっていることから、本定例会の補正予算で墓地増設設計業務の委託料を計上しております。今回整備した墓地用地を有効に活用しながら区画墓地の増設について検討していきたいと考えておりますから、御理解をお願いしたいと思います。

（2）の一代限りでも入れる共同墓地の設置についてであります。町営たてやま霊園には区画墓地と集合墓地があり、区画墓地は使用の条件として祭祀の主権者がいることとしておりますが、一方、集合墓地は祭祀の主権者がいない方、お墓を守る方がいない方を対象としたもので、一代限りでも使用可能としていることから、御質問の共同墓地に当たるものと考えておりますので、御理解をお願い申し上げたいと思います。

3点目の長町・利府断層活動……、普通は活断層、質問の利府断層活動……、「活断層」と普通は言うんですが、済みません、断層活動への備えについてお答えします。

まず、（1）の被害の想定についてであります。平成16年3月、宮城県の第3次地震被害想定調査によりますと、本町の被害想定についてはいずれも最大値で建築物の全壊は93棟、半壊が377棟、火災の炎上出火数では2棟、焼失棟数が7棟、人的被害としては死者3人、負傷者数67人、短期避難者数1,027人と想定されております。

次に、（2）の直下型地震発生時における指定避難所の利用についてであります。東日本大震災時では避難所によっては被災により利用できない施設もあったことから、直下型地震が発生した場合には建物の安全性が確認できた施設を避難所として利用していただくこととなります。

（3）の防災マップの改訂についてであります。現在の防災マップにつきましては平成21年3月に発行したものでございます。東日本大震災の教訓を踏まえた津波浸水区域などを加えまして、平成26年3月に更新をしたところであります。

今、木村議員が御質問の長町・利府断層帯の揺れやすさマップにつきましては、既に町のホームページの耐震改修促進計画のコーナーに掲載いたしまして広く情報を提供しておりますが、全戸に配布する防災マップの改訂につきましては次回更新の際に掲載したいと考えておりますから、御理解をお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（櫻井正人君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。木村範雄君。

○6番（木村範雄君） それでは、再質問に入らせていただきます。

1点目、冬期に備え、道路の維持管理を、についてです。

これから雪の降る季節に向かう中で、道路の維持管理は雪道での事故を減少させることに直結することになります。そのためにはきめの細かな維持管理を行うことが求められています。夏場ではただの路面への雨水滞留が、冬場では路面凍結による大事故になる可能性が大きくなります。

そこで質問ですが、道路に降った雨は雨水排水施設により道路内から排水されるように整備されています。町内では降雨後も雨水が排水されない状態を確認していますが、道路維持の視点ではどのような対応をするのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 当局、答弁願います。都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 6番 木村議員の再質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、路面排水の不良箇所につきましては、主に舗装の劣化によるものと思われませんが、町長がお答えしましたように、定期的なパトロールによりまして早期発見、早期修繕に努め、今後とも適切な維持管理に努めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） きちっと見て確認をして対応するという今の答弁なんだと思います。これから路面が凍結する季節になりますが、雨水がたまっている箇所ではたまらない箇所よりも危険性が増大するというふうに考えます。今まで滞留する箇所ですとまだ改善がなされておりませんけれども、この辺がもし雨が降って冬場になって凍ったときにやっぱり危険性がうんと大きくなると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

水たまりとなる箇所について、当然凍結すれば大変危険な状況になることは認識しております。繰り返しの答弁になりますが、パトロールによります早期発見、早期補修に今後とも努めていきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今、12月議会での答弁ですので、速やかにできれば今月中にやっぱりきちんと点検をしていただいて対応していただきたいなというふうに思います。これから路面が凍結する季節になります。雨水がたまっている箇所ではたまらない箇所よりも……、済みません、戻ってしまいました。町の町道以外でも県道や役場への入り口など、早急な点検と対応が求められています。関係機関へ連絡し、速やかな対応を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

今、議員御指摘の道路といえば、県道とか私道とか、そういうふうなものが考えられます。県道であれば、管理者であります仙台土木事務所ですかね、そちらのほうに情報を提供しまして早急な対応をしていただくようお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 本当に速やかに連絡をしていただいて、やっぱりちゃんと道路の維持管理を、県道もですし、あと町の管理施設もあれでしょうけれども、そこはやっぱりきちっとやってほしいなというふうに思います。後で報告を求めておきたいなというふうに思います。

小さな2番目、路面のひび割れやわだちの早期修繕対応についてです。

路面のひび割れは走行車両には大きな影響はないと思われませんが、雨水が路盤や路床へ浸透していくことを考えますと、そのままにしておくことは得策ではないと思います。道路の耐久性も含めて路盤や路床への浸透をどのように考えているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えいたします。

路面のひび割れにつきましては、舗装面の劣化が原因と思われれます。議員御指摘のように、雨水が浸透した場合には路盤以下の路床の脆弱化によりまして、道路の耐久性がさらに低下することにつながるものと認識しております。これも先ほどと同じような答弁になりますが、早急な修繕に努めて道路の長寿命化を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

います。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 早急な対応をしていただくということですので、それを受けとめたいと思います。

道路を長もちさせるという視点では、路盤や路床への雨水浸入を防止させることが必要であります。ひび割れのアスファルトの注入というのは、今の維持管理の中では実施しているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） その損傷の状況にもよりますが、アスファルト注入による施工、補修というのは現在でも実施しております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） アスファルトのひび割れは、短いものは四、五十センチのところから、やっぱり長くなると二、三メートルになっている、そこからクモの巣状にどんどんひび割れが広がっていくということなんですけれども、一番最初に見つけたときにどのくらいのひび割れになったら、今の町の維持管理の基準とすればどのくらいひび割れが大きくなったらそのアスファルト注入をしていくというふうに決めているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

アスファルト注入による施工基準ということになるとは思います。まず舗装厚が5センチ以下でクラック、ひび割れが5ミリから1センチ程度の場合はアスファルト注入等で対応していくと。また、そのひび割れがもっと大きい場合につきましては、舗装の打ちかえで対応していくというふうな方法を一応とっております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今の舗装の厚さ、1層で5センチなので、その分の厚さのところが悪ければひび割れのアスファルト注入対象になるということは理解をしました。

それで、どのくらい大きさ、要は50センチかそのくらいですぐ注入というふうになれば私は一番うれしいんですけれども、道路の維持管理は当然業者さんをお願いしているので、業者さんが見つけたらもうすぐに注入しますよという答弁が私は一番うれしいんですけれども、やっぱりそれができるかというとなかなか、ある程度2メートルになったり、四角になってひび割れの総長さがやっぱり5メートルくらいにならないとやらないよとかということがあると思うんですけ

れども、その辺の面積的な長さ的にはどうなんですか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 当然、維持管理の中でやっていくこととございます。その状況に応じて対応していくこととなりますが、やはり優先順位をつけて、ひどいところから補修していくというふうな考え方でおりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） ちょっと考えていたことと違ったんですけども、アスファルト注入、要はひび割れというのはひどいところから順番ではなくて、ひび割れが起きたらすぐに注入していかないと、どんどんどんどん悪くなってくると思うんですね。どんどんどんどん悪くなってくるかという、ほかの悪いところと比べると、大きいほうから補修工事に出しましょうという形になると思うんですけども、アスファルト注入はできればやっぱり維持管理業者が、年間の道路管理の業者がいるので、そこで見つけたらもうすぐアスファルト注入してねという形でとめておくことによって、道路の維持管理は長くなると思うんですね。

だから、それはやっぱりきちっと、要は役場の職員じゃなくても本当に道路の管理業者のほうに、委託しているところに見つけたらあとやってねと、あとアスファルト注入のメーター単価だと実績で金を払うかとかというシステムにしてほしいんですけども、今はそういうふうになっていないのかと、これからどうするのか、ちょっとそこを教えてください。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） アスファルト注入による施工を業者に委託しているかということとございますが、費用の問題から、年間を通しての維持管理による業者委託にはこの分については入っておりません。発注する場合は別工事として単独で発注するというふうな形式をとっております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） ぜひやっぱりそこは年間委託の中に入れて、業者が見つけたら、私たちも見つけたら役場に当然電話をする、電話した中で現場を見てもらって、やっぱりそれはやったほうがいいよねということで指示してもらえば、業者はすぐにできると思うんですね。アスファルト注入だから、やっぱり機材を持ってきていけば、そんなにうんと大きな準備にならないと思うので、そういうことをずっと何か所もやっておくことによって、道路の維持管理はできるのかなと、長もちするのかなと、道路の延命化が図れることになるのかなと思うので、ちょっとそこはぜひ今後の課題として検討していただいたいというふうに思います。

ひび割れが進むと今度、舗装は網の目状に壊れて穴ぼこ、要は全体的に今度ぼろぼろになって壊れてしまうという形になります。やっぱりこういうふうになってしまえば、今度雨が降れば雨が舗装から今度路盤を通過して路床にも浸透していく。そこを車がどろどろどろどろ通っていけば、どろどろどろどろ路盤と路床が落ち込んでしまって、道路全体が悪くなってしまうというサイクルになっていくんだというふうに思います。やっぱり雨水浸入は舗装が壊れた場所だけではなくて、路盤、路床部でもやっぱり欠損部がどろどろ大きくなってきますので、大きくなってくる。

町でやっぱり道路の舗装の欠損部、壊れたところ、さっきのひび割れから今度は穴ぼこですね、50センチ・50センチ角とかどろどろ大きくなっていくと思うんですけども、その道路の欠損部なんかを確認したときに、大きな道路改良ではなくてその維持の部分というのは、どのくらいの大きさになったら補修に入るのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） 確かに維持管理によりまして実施しているんですけども、かなり道路の損傷が激しいところがございます。先ほども申し上げましたが、どの程度ということよりも、やはりひどいところから直していく。それによりまして、道路の自動車の安全な通行を確保する、それから地域住民の皆さんの騒音や振動にも対応するというふうな形で、そういうひどいところから対応しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 道路の改良というか修繕のときに、やっぱり年間契約でやっているわだちというか穴ぼこであったり、やっぱり舗装の割れ目だったりを直す部分、また、あとある程度大きくなってきたら今度はじゃあ道路全体を改良しますよということで、1本ごとに設計を組んで発注していくという形になると思うんですけども、今その1本ごとの場合、一回ちょっとなかなか大変な事業の関係もありますけれども、やっぱり年間の維持管理契約というところでそれを小まめにやっていくことによって道路を延命化させる、長もちさせることになると思うんですね。だから、大きい、悪いところからではなくて、やっぱり見つけたらなるべく早目に、例えば50センチの穴があいたら、もうすぐアスファルト合材を持ってきて埋めておく。ひび割れが入ったらその部分はちゃんともう注入しておいて、上から水も入れないようにしておいて道路全体を守るんだよというのが年間の維持管理契約の中での話になってくるんだと思うんですね。

だから、その部分をぜひやっぱり役場と業者さんがちょっと連携をとりながら、あとはここ

に皆さんがやっぱり道路を見た中の通報者というか、あそこが悪いよ、ここが悪いよというものを吸い上げるようなシステムをつくっておいて、早目早目にやっぱり手を打っておけば、維持費も実際には今よりもかかるかもしれないけれども、やっぱり少ない予算でできるのかなというふうに思うので、ぜひその辺の検討をお願いしたいなというふうに思います。

それで、わだちの補修です。要は、先ほどひび割れがあって今度わだちが出てくると。わだちというのは道路を車がどんどん通れば、その分通ったことによって通行部の舗装部の摩耗、また一部には路盤の沈下があるんだというふうに思っております。これも放っておけば車両規制をしての路面改修が必要になってきます。わだち部分の修繕の基準というのはあるのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） わだちの修繕の基準についてでございますが、大体おおむね深さが3.5センチ以上になった場合に一応修繕するというふうな基準は設けております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 3.5センチで修繕に入っていくんだと。そのわだち部分の修繕の方法なんですけれども、要はわだちができたときにやっぱりその部分を一部削ってシートを敷くんだというのが一般的というか、ちょっと難しいんですよね。普通のわだちの補修は上にレミファルトか何かをびっと張りつけて、それで通してしまうというのが一般的なんですけれども、やっぱりその道路を長もちさせようとする、1回削った中で繊維シートを敷いて補修をしていくと、その道路の長成ちは全然違うんだということが言われています。そういう繊維シートを敷くようなわだちの補修というのは、今の年間契約しているところの施工の項目には入っているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

年間の維持管理の業者委託の分にはその分は入っておりません。これもアスファルト注入と同じで、実施する場合は別工事の発注というふうな形になっております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） ひび割れやわだちの修繕、見つけたら早目早目の施工が望まれます。ひび割れなんかのアスファルト注入のメーター単価であったり、あとは繊維シート製の平米単価を決めて、やっぱり年間の維持管理の部分に含めればいいのかというふうに思います。

今の委託している業者さんにちょこっと話を聞いたら、そのアスファルト注入だったり、それはできますよという話を聞いたんですけれども、やっぱり来年に向けてちょっとその辺の検討というのはできるんでしょうか。そういうものを入れるかどうかというのはできるんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

今後の検討課題とはなると思うんですけれども、来年度につきましてはまた来年度で考えますけれども、基本的にはポットホールといういわゆる、要は合材によります補修、それが年間経費で委託している業者との契約でございますので、そういう内容でことは実施しているということでございます。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 維持管理の目的、壊れたところを直すだけではなくて、道路の寿命を延ばすということもあると思います。早目早目の対応を求めたいというふうに思います。

新聞報道ですけれども、仙台市が道路の長寿命化でコスト圧縮という記事を読みました。道路のひび割れには早期にアスファルトを注入すること、わだちを削って繊維シートを敷き路面を強化することにより、使用期間は10年から20年に延びると報道されていました。

そこで、町長に質問です。年間契約での舗装部修繕の維持管理費は上がると思いますが、使用期間の延長と大幅なコスト削減につながりますので、担当への指示を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 木村議員はなかなか技術的な面に非常に明るいわけで、考えてみたら前職が某市役所でそういう担当をされていたのでかなり詳しいかと思っておりますが、なかなか技術的な面でございますが、とにかく本町におきましては総延長が190キロの町道でございますが、長寿命化、コストの削減など、今、木村議員のおっしゃるとおり、そういった管理が必要でございます。

その中でも今議員提案のアスファルトシール材の注入、それから繊維シートによるこの補修工法というのは、路面の強化を図るためには大変有効な手段だと認識しておりますが、現在でも道路の損傷状況によっては採用しているんでありますが、今、木村議員の御質問を聞くと、もっと頻繁にやったらどうかという御提言だと思いますが、担当と相談してできるだけ有効な方法を考えて、交通事故等につながらないような道路の維持管理に担当と努めていきたいと思

いますから、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 壊れているところを見つけたら速やかに早目早目に対応していくのがやっぱり行政の最初の使命なんだというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

それでは、除融雪、排雪の取り組みについてであります。

これから雪の季節になります。働いている方は通勤時の車道部の圧雪や、通学している方は歩道部や路側部へ寄せられた雪を除雪、融雪、排雪することが求められています。特に町民が求めているのは、幹線道路だけではなく生活道路も含めての融雪除雪作業であります。通勤通学のためにも朝6時ころまでには何とか終わらせてもらいたいと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

除雪の終了時間に関する質問であります。委託業者と十分な打ち合わせを行いまして、通勤通学時間の交通量が増加するころまでには作業を終了するように努めております。なお、一応時間につきましては、7時までには完了するようというところで今業者とは打ち合わせを行っております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 何とか7時ころまでに終われば、6時ころはバスが動き始めるとやっぱり除雪自体が大変になってくるというのはわかるので、できれば前日の10時ころに指示を出していただいて2時、3時ころから業者の方には動いてもらうといいのかなというふうに思います。ぜひその辺の御指導もお願いしたいというふうに思います。

除雪作業後の玄関前の除雪は個人で対応することになると思います。歩道部の除雪は、除雪機を町内会で持っているところはフル活動での対応となりますが、多くは地域の皆さんに委ねることになると思います。町で歩道部の除雪までするということはできないのでしょうか。というのは、歩道部のないところもあります。要は路側しかついていないところ。車道を除雪するとどうしても雪は路側に行ってしまう。歩道のあるところも、車道はやるんだけど歩道はどうしても残ってしまって町内会で余り動かないところは歩道がもう雪の山になってしまっている。2回、3回除雪をしても、歩道側に手をつけないともうちょうど境目が山になってしまっているのを結構見かけました。何とかやっぱりそういう山になったところ、本当はなる前にしてほしいんですが、山になるところについてはやっぱり何とか町で除雪を協力してもらえ

るとうれいんですけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

歩道の除雪についてということでございますが、先ほど町長が答弁したように、多くの小型除雪機の確保、それから長時間にわたる作業員の確保など、解決しなければならない課題が多くあります。こういったことがありますので、行政のみの対応には限界があり、地域協働の活動として今現在、町内会、ボランティアの皆さんの協力をいただいておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今の答弁のとおり今までやってきたので、本当に町内会や地域の人たちは頑張っているんだと思うんですよ。町も小学校の通学路や公共施設の除雪に頑張っている、町の職員は、ということは認めたいと思います。ただ、どうしてもやっぱり冬場になって雪が1回降った、少し晴れたけれども2回目、3回目が降ったというときに、どうしても除雪ができなくて歩道がもう雪だらけになってしまっている。雪の上に靴の足跡がついているのは見えるんだけど、やっぱりそこに除雪の部隊が入っていかない。当然その町内会でも面積が多くなる。もしくは、人が住んでいない幹線道路であつたりすれば、雪がそのまま残ってしまっている。

前に災害の時点では、職員が来ていて除雪なんかもたまにしてもらったと、歩道の草取りとかをしてもらったということがあるんですけれども、やっぱり何とかその辺で町がある程度手を出してやらないと、歩くのに支障が出てきていて、みんなが歩道ではなくて車道を歩いてしまっているという、本当に危ない状態も見かけるんですけれども、やっぱりそういう事態を見ても今の現状のままではなくて今の現状プラスワンの答弁が欲しいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 都市整備課長。

○都市整備課長（櫻井昭彦君） お答えします。

確かにそういう状況、議員がおっしゃるような状況は確認しております。確かに危険だなというふうなところも認識しております。しかし、先ほど来申し上げているように、実施するには多くの課題があるということも現実でございます。繰り返しの答弁になりますが、歩道の除雪につきましては行政のみの対応ではなかなか難しいものと考えております。以上でございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 何回も同じことになってしまうんですけども、これまでの除雪、排雪の対応でやっぱりだめなんだということは多分理解はしていると思うんですよね。同じことですから。それを行政が、要は今の維持管理業者だけで何とかならないと私も言っているんですけども、何とかその部分を今までよりも一歩踏み出してほしいということがまず1点、もう一つは、それをしながらもう一つやっぱり住民の協力を得るために何とかして住民にもっと出てほしいというときに、町内会で見ていると公園の管理費が町から出ていますよね。そういうような除雪、融雪、排雪のボランティア制度なんていうものをつくれば、ある程度みんなが私も協力しますよという、余り高齢者の方はちょっと大変なので、やっぱりそういうボランティアに興味を持っていて除雪なんかをしている方にある程度の報酬というか、報酬と言うとだめだね、仕事になってしまう、ボランティアでなくなってしまう、何かかかった経費なんかの補填をするよというような形の制度をつくるのが町民の行政への参加にもなるかと思うんですけども、この除融雪の最後の質問になりますけれども、ちょっとその辺で。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 木村議員の御質問にお答えを申し上げます。

この除排雪の問題は、その年によって大雪になる年もあれば、全く雪が降らないという年もあります。つまり町ではこの除雪業者に対して、例えば温度によっても待機する金を払っています、待機する金。ですから、当然雪が降らなくても膨大な除雪機経費が自然とかかる仕組みになっています。ですから、大雪になると大変。もう一つは、最近冬場は夜明けが遅いんです、夜明けが遅い。今だと6時ごろですかね、夜明け。そして1時間の間に通学路、非常に不可能です、1時間、2時間で。そのために町では最低限バスの道路とかを優先的にやるんですが、もう一つは前の日から降ればもう夜中に稼働するんですが、朝方、明け方にどさっと降り出す雪もあるんです。こういうことから、一概に皆さん方が希望するとおりの除排雪はほとんど不可能です。

もう一つは、いろいろな抗議があるんです。雪が降ったから何で掃かないんだという抗議です。何でこんな雪で掃くんだ、税金の無駄遣い、あるんです。私は普通は雪掃きしなさいという苦情が多いので、念のために聞きました。何でこんな雪で掃くの、町にそんなに金があるの、無駄でしょうと聞いたら、青森出身。積雪地帯の方はこんな雪で税金の無駄遣いをしておるんです。逆に都会から来れば、何で掃かないの。ですから、雪に対する住民のどういう感情、思いがあるか。こんなもの自分で掃くわという方が雪国の人、都会から言えば早く掃けという

ことですから、非常にこの除融雪に関してはちょっとだけ我慢してもらえればすぐ溶けます、利府の雪は。

ですから、何とか皆さん、玄関口の除雪はみんなで、ただ、この前玄関口までで本当に3日ぐらいかかりました、除排雪すると。そのくらい大変な除排雪ですから何とか、大雪は1年に何回もありませんから、数年に1回です。ですから、お願いしたいのは、町民の皆さんに御足労をかけますが、みんなで玄関先の雪掃きをしてもらえば、大変な税金の有効活用。その分が子育てに回るかもしれません。子ども医療費が無料化になるかもしれません。さっき言っていたいろいろなヘルメットの助成になるかもしれません。そういうことからみんなでこの雪に対する考え方を改めていただければ、もっともっと財政に余裕が出るんじゃないか。こう言うと町民に怒られますが、中にはそういう感覚を持っている町民もいるということを御理解、秋田、山形、あっちのほうはこんなものは掃きません。町ではこんなもの、このくらいの雪ではとてもとても除雪しませんという方にお叱りをうけるんです。そういう現状も御理解していただければ幸いじゃないかなと思っています。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 町長の答弁、一面ではそれが正しい部分があるんだろうとは思いますが。ただ、除融雪作業が、やっぱり明るくなるのが6時だから、5時ころからのバスに間に合うのかといったらやっぱりそれは違って、やっぱり融雪作業はもう朝の2時、3時から一番寒いときにまいて、5時、6時のときにはちゃんと溶けているようにしておくのが仕事です。そういう意味では、その時間帯に起きて頑張ってもらうようにその年間契約で、降らなくてもやっぱりその分の金は払う。あとは、また動いた分だけを払うというのがその年間契約のやっぱり町としてのそれは安全面だと思うんですよ。ですから、その部分はきちっとしていただく。5時、6時なんて言わないでもう朝の2時、1時からもう雪が降っているのであれば動き始める。降っていないのであれば融雪だけなので、2時ころから動いても大丈夫かなと。それはやっぱりその指示を前日の10時かそのころにもう出してしまうというのが一番大事なところかなと。それをやることによって、業者のほうも腹を決めてやっぱりその年間契約に従って除融雪作業をやっていくんだというのが大事なんだというふうに思います。

また、あとは今町長が言っていたその人によってということがありますけれども、やっぱり新たに来た人ではなくて、もともからいる利府の町民にとってどうなんだと。大変なんだよねという声がよく聞かれます。自分の家の玄関前だけを掃けばという人が多分この中にいると思いますけれども、やっぱり町長のところとかは、私たちはやっぱり道路の長さに対して軒数の少

ないところはどうしても自分の家の前だけではだめなので、やっぱり全体的な道路の除融雪をしなければならぬと。やっぱりそのためには行政が、いろんな声があるかもしれませんが、やっぱり今そこにいる住民にとって何が一番大事なんだというところをぜひ聞いていただいて判断をしていただきたいなというふうに思います。また、あと町長と話し合う機会があればそのときに要望したいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、大きな2点目、町営墓地の拡大、共同墓地の整備を、についてです。

居住形態が3世代同居から少子化と核家族化が進行してきたように、墓地の形態も各家族ごとに墓地を求める傾向が強くなっているように思います。一人っ子同士の結婚では2カ所のお墓を管理している方も珍しくないと聞きます。かくいう私も自分の家の分と奥さんの分の2つのお墓を管理しています。本家を継ぐ方は別として、家を出て独立した方で新たに墓所を設ける方は多いと聞きます。しかし、せっかく墓所を求めても、子供や孫たちがそのお墓を継いで守ってくれるかという、新たな問題が出てきているような話をよく聞きます。

質問の1点目のお墓の増設については、町長答弁にもありましたように希望者に応えていけるように増設を行ってほしいと思います。また、すぐにお墓を建てない方、将来に備えて墓地を求めた方はすぐにお墓は建てないと思います。すぐにお墓を建てないということは、そこが空き地になっているということでもあります。増設するときには、すぐにお墓を建てる方を優先にすることにより、墓地の景観的な整備も図られると思います。墓地の増設により遺骨をお寺や自宅で安置しておられる方の要望に応えられるということでもよろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

要望等に応えられていくのかというお尋ねでございます。たてやま霊園につきましては、11月6日の第2次の抽せん会において92名の方々が墓地使用できない状況となっております。こうしたことから、先ほど町長が答弁でも申し上げましたとおり、整備した墓地用地を有効に活用できるよう増設の検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 墓地の拡大を検討していくんだよというところまでは、先ほどの答弁で聞きました。要は、今回その増設をすることによって、遺骨をお寺や自宅で安置しておられる方の要望に応えられるかと。要は、優先的にそういう状況をとってやりましょうかという話を聞きたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

お骨を保有されている方々の状況について、自宅でお持ちになっておられるのか、または一般寺院でお骨をお預けになられているのか、そういった詳細の部分までちょっとまだ状況をつかめておらないのが現実でございます。そうしたことから、基本的には92名の方々に対する対応等については、十分な精査をしながら検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 午前中の鈴木忠美議員の話も聞いてうんこう思ったんですけども、今回の墓地、共同墓地も入れれば521区画ですか、完売できたということで、その中でやっぱり墓地ですから、当然全体的にお墓が建ったことによって墓地公園とかという呼び方もできるんだと思うんですけども、今現在、でも押さえておだけという方も大分いらっしゃるのかなと。そうすると、やっぱりどうしてもお墓の建ったところと建たないところがあって、建たないところはまだお墓もつくっていないからやっぱり1年に1回、2回の草刈りにも来ないかなという考え方もちょっとしてくるんですよ。そうすると、せっかくつくった町営墓地がそういう意味では景観上余りよくないというところも出てくるのかなと。

それが1つあるのと、もう一つはやっぱり今度92世帯の中でどのくらいの方がまだお骨を持っていて抽せんで2回外れましたという方がいるかはわからないんですけども、やはり今度やるときにはそういうお骨を持っている方の要望だけはきちっと受けとめるよというような考え方が欲しいなというふうに思います。これから検討していくので、どうしても検討でという話になると思うんですけども、やっぱり今お骨を持っている方については希望をとるときに優先的に入れるようなそういう仕組みをつくるべきだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

こちらの墓地使用の使用条件等に当たる部分になるかと思うんですけども、こちらにつきましては管理条例の中でも特例措置等の条文が設けられておりますので、そういったもろもろのものも含めましてそういったことも含めて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 済みません、今、特例条例が入っていますよということで応えられるようになるかと聞いていいんでしょうか。要は、そういう条件を入れたことによって優先的にその

方は入れますよと、今お骨を持っている、もしくはお寺に預けていてお墓のない方については、もう今の分は終わりましたから、今度の分については優先的に入れますということによろしいんでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

ただいまの特例措置等の部分につきましても、そういった条項等を含めた中で検討していきたいと考えております。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 検討していく、役場で検討してから実際に実施するんだということで、そういう方向で、要は後のためにとという方はちょっと我慢してもらうかもしれないけれども、今持っている方の分は優先的に入れていくように検討することを求めています。

墓地の後継者の件も今後問題になってくると思います。一人っ子世帯の増加により1世帯で2カ所の墓地を持っている方も珍しくなくなりました。私も2カ所の墓地を持っているわけですが、これを私の子供たちも行っていくのかというと、ちょっと考えさせられてしまいます。子供たちに過度の負担をかけたくないというのが親心だと思います。希望すれば、後継者がいなくても埋葬される共同墓地、埋葬される方のお名前だけを記名するような共同墓地の整備を行う考えはないでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

こちらの件につきましては、先ほど町長答弁の中で、集合墓地ということで後継者のいない方々の部分について対応できる墓地を整備してきております。ということによろしいでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 確かに現在の集合墓地はそういう意味ではそういうふうに考えることができるんですけども、要はあそこは50基ですかね、考えているのは、ああいう形というのが仏教であったり、キリスト教の方がそういうふうにするのかどうかはわからないですけども、やっぱり誰でもが入れるような、ある意味で慰霊碑みたいな形の中でそこに入ってもらうような、今の21件の方は30年たったらどこかに、無縁様と言うと怒られるんだけれども、無縁様ではなくてやっぱり最初からそういうところに入っていただいて、でも、ここにうちのじいちゃんが入っているんだよねということがわかればそれでもいいのかなという、そういう共同墓地

の考え方が必要なのかなと思ったんですよね。そうでないと、今の多分うちのお寺でも、今度のお墓をつくった方でも当然代々をつないでいくような形、でも子供が一人っ子だと、うちみたいに私が三男坊でも残って1人で、母ちゃんが一人っ子で結婚したら当然お墓2つ両方を見ていかなければならない、それがずっと続くという話になってくるんだけど、そういう意味ではそういう仏教とかの概念がなければ、いいよねと、入れてもらえればというその共同墓地の考え方が出てくるのかなと。

今回の集合墓地、費用対効果の話で30万円という話になりましたけれども、やっぱりあれが今度二代目になればもっと安くなるかもしれない。もっと安くこう、でもそこに眠っていてもらうという形の中で、要は外に出ていったけどああ、我々のじいちゃんが眠っているんだよねということがわかればいいような共同墓地という考え方があると思うんですよね。そういう意味では、今これから検討していくということになっているので、そういうような今言った共同墓地というか、そういう考え方を検討することはできないのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

町で今回整備しております集合墓地につきましては、50区画の中でまだ在庫、在庫という言い方は変なんですけれども、まだ未使用の部分が発生しております。そうした中では、その集合墓地に対する町民の意識なり要望度合いがまだ低いのかなという部分では、ちょっともう少し時間を置いてその内容等について精査していく必要があると見ておりますので、木村議員のお話にあります共同墓地等につきましては、もう少し墓地全体の社会情勢なりを調査研究していく必要があるのかなというふうに見ております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） ぜひその検討をお願いしたいというふうに思います。

それでは、大きな3点目、長町・利府断層活動への備えを、です。

利府断層は赤沼地区、春日地区から沢乙地区にかけて利府街道の北側、菅谷地区では利府街道を挟んで存在していると想定されています。熊本地震のように、一度活動すれば活断層全体が動くことも想定されており、利府街道を挟んで南北が分断されることも想定されます。断層付近には春日一部の公民館、警察機動センター、利府中学校、利府小学校、館公民館、福祉センター、菅谷の公民館、化粧坂の集会所があり、これらの公共施設の使用が危ぶまれることとなります。長町・利府断層が活動したときにこれらの施設は利用できると想定しているのでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

主要施設の発災の際の施設の使用についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、発災した際、建物の安全性の確認がまず第一優先に取り組まなくてはならない条件になってくるのかなというふうなことで、その部分につきましては、安全性の確認をした上で使用できる施設については利用していくということで考えているところです。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 今回の利府断層がもし動いたら、熊本と同じようにやっぱり物すごい隆起が出て、この付近の大体100メートルくらいはもう本当に危ないだろうなと。そういうところに今の利府小、利府中も含めて、福祉センターも一部あそこの部分に入っているんだと。

そうすると、やっぱり安全性を確認してから利用するというのはちょっと、地震が起きたときにやっぱりそれは、その前にもしだめなときにはどうするんだという事前の対応策というものをやっぱり考えておかないとだめだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答えいたします。

そうした活断層の規模等についての情報等がまだ少ない話になっております。木村議員も御存じの通り、その長町・利府活断層等につきましては、まだ仙台市内までしか条件等が整っていない状況でございまして、利府町の町内につきましては活断層がどの位置をどのように通っているのかすら確定的な資料がまだ示されておられません。そうした中で発災した場合の施設の利用等につきましては、安全性の確保を優先した上で使用できる施設の部分について使用を図っていくということで考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） それこそやっぱり危ないということを考えて検討していかなければならないんじゃないかなというふうに思いますので、その検討することを求めたいと思います。

防災マップです。利府町の防災マップでは宮城県沖地震、単独型の場合の揺れやすさ及び危険度マップを表示しています。仙台のハザードマップを見ると、危険度、揺れやすさ、液状化予測の3パターンで表示されています。ここの役場の前は田んぼもあるんですけども、この辺の液状化の想定というのがないから2つなのか、ちょっとその辺、できればやっぱり液状化のものもあつたほうがいいのかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 生活安全課長。

○生活安全課長（村田政文君） お答え申し上げます。

液状化予測マップ等についてのお尋ねでございます。町におきましては、ホームページで参考資料といたしまして、利府町地震防災マップの地域の危険度マップの項目において、地盤の液状化の影響を含めた内容のものを掲載しております。そうしたことは、そうした情報の提供等につきましては、次回の更新時に掲載していきたいというふうなことで考えております。以上です。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 液状化を言ったのは、揺れやすさマップが液状化するところもしないところも全部同じ色になったので、やっぱりやったほうがいいのかと思って聞きました。

町長に聞きます。想定を出ない長町・利府断層ですが、一度動き出せば大きな被害をもたらします。速やかな調査と対応を考えなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（櫻井正人君） 町長。

○町長（鈴木勝雄君） 木村議員の活断層についてお答え申し上げます。

今、宮城県の防災拠点も利府・長町活断層が大きな問題になっているわけでありますが、最近の地震、熊本地震は網の目のような活断層があった地帯、ところが鳥取は活断層がなかった。それでも地震。つまり最近の地震は、活断層あるなしに日本国中どこで発生してもおかしくない状況にあると地震学者が言っています。

その中で、長町・利府活断層が騒がれておりますが、実は今課長が申し上げましたように、具体的にどこを走っているか示されておられません、県に聞いても。ただ、太いマジックでぐっと利府町を走っているだけで、本当にあの地図から見れば100メートル幅くらいですね。本当に具体的な活断層の位置が示されておられません。まずはそういった意味からこの活断層の正確な位置をこれから県に求めていきたいと思っております。

それから、地震の想定については、岩切の七北田川から仙台市側ですね、この利府・長町活断層の被害想定がマップによりますとかなり濃厚な赤色で示されている。七北田のほうから利府に入るとぽつぽつということから考えると、被害想定については仙台市よりも利府町が被害の想定が少ない見解かと。ただ、そういうふうにはばかり言うてはいただけませんので、我々としてもこの利府・長町活断層の正確な位置、それから専門家による知識を得て、いかにこの利府・長町活断層から町民の生命、財産を守るかということについてはこれからの課題だと思っておりますから、よろしく御理解をお願いしたいと思っております。

以上であります。

○議長（櫻井正人君） 木村範雄君。

○6番（木村範雄君） 仙台と比べて大きい、小さいではなくて、やっぱりきちっと対応していくことが必要なんだと思います。町民が安全・安心、住みやすいまちづくりのためには、今回取り上げた道路の維持補修、冬道の除融雪、排雪の取り組み、町民に寄り添った町営墓地の増設、長町・利府断層への備えなど、住民の要望に寄り添ったまちづくりを頑張ることを表明して、12月議会の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井正人君） 以上で6番 木村範雄君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、あしたは定刻より会議を開きますので、御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午後4時16分 散 会

上記会議の経過は、事務局長鈴木則昭が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成28年12月6日

議 長

署名議員

署名議員